

第6回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

濱田 尚君

1. 市長の政治姿勢と公約実現について
最重要課題をどのように捉え、成果につなげるためのその具体的な取組と体制について伺う。
2. 美しいまちの創造について
快適な環境は心地よい市民生活につながります。美しいまちの創造はまち全体の質と価値を高めます。
 - (1) 植栽の管理方法の抜本的な見直しが必要ではないか伺う。
 - (2) 住民主体の美化活動の支援や、道路や公園等のアドプト制度を早急に導入すべきではないか。
 - (3) 空き家等の現状と課題、適正な管理などの取組、対策はどうか。
3. 原子力立地給付金等交付事業について
市来地域は交付対象地域外であるが、制度の内容とこれまでの具体的な取組はどうか。
4. 道路行政について
 - (1) 島内松原線の進捗と今後の計画について伺う。
 - (2) 鳥居松線の道路整備の計画について伺う。

原口政敏君

1. サルの被害対策について
サルの被害で市民が困っている。農作物などの被害も出ている。対策として、わなを建設中だが、さらに増やしていくべきではないか。
2. 大里川の早期拡幅について
毎年、全国各地で線状降水帯による被害が発生している。大里川の氾濫を防ぐためには、早期拡幅工事を進めるべきで、上流の土地買収を早期に始める必要がある。県に対し、さらに強く要望をしていくべきではないか。
3. 沿岸漁業魚価の安定について
沿岸漁業者は魚価の安定を求めている。漁協に補助金を交付するなどして、魚価安定の対策を講じるべきではないか。
4. 自転車通学生について
自転車での交通事故が多発している。生徒及び歩行者の交通事故を未然に防ぐためにも、自転車通学生は決まった通学路を通ること、カバンはなるべく後ろに乗せハンドル操作をしやすいように、安全指導を徹底すべきではないか。
5. 不登校対策について
幼少期からの教育、指導を徹底すべきではないか。

東 育代君

1. 市長マニフェストについて
市長マニフェストの少子化・人口減少対策について、具体的な取組を示されたい。
 - (1) 子育て支援の充実について
 - (2) 子育てと仕事の両立支援
 - (3) 移住定住・若者のUターンについて
 - (4) 外国人にも選ばれるまち
2. スポーツ大会等の在り方について
 - (1) 少子高齢化と急激な人口減少、地域の繋がり希薄化などにより、選手選考は極めて困難となってきている。市民スポーツ大会の在り方について、検討すべきでは

ないか。

- (2) 地球温暖化が顕著となっている。各種スポーツ大会や学校の体育大会等について検討すべきではないか。

奥吉拓郎君

1. 洋上風力発電について

- (1) 市の広報紙に「先人の思いを受け継ぎ、未来のために取り組む」とあるが、洋上風力発電は「先人の思いを踏みにじる」ものであり、また、本来受け取れるはずだった美しい景観を未来の世代に伝えられなくする「未来からの搾取」に他ならないのではないか。
- (2) 低周波による健康被害が実際に秋田県で確認されている。本市でも、風力発電施設周辺に住む方から「騒音が酷くて窓を二重窓にした」「別の方は頭痛、不眠を訴えていた」との話もお聞きしている。
「市民の命・健康・財産を守る」ことが市長の使命であり、「予防原則の考え方」に基づき、市長が先頭に立って、洋上風力発電に反対しないといけないのではないか。
- (3) 庁舎内に「市民感覚・挑戦・プロ意識」と掲げてあるが、海岸から5キロ以内に高さ250メートルの巨大風車を50基建てることは、市民感覚からかけ離れたものではないか。また、市の広報紙に「経済的な取組」とあったが、本年9月21日にアクアホールで開催した講演会で、講師から「経済効果があったという話は聞いたことがない」といった話があった。市のホームページ等で、経済波及効果212億円、雇用創出効果3,401人とあるが、その根拠を問う。
- (4) 住民合意が得られていないのは明らかであるにもかかわらず、強引に押し進めようとする態度には違和感と不信感がなく、一部の利害関係者のために動いているようにしか見えない。住民の意見を幅広く聞き、透明性を確保するために、「いちき串木野市洋上風力発電調査研究協議会」に反対派の住民も入れた上で、完全公開で行うべきではないか。

江口祥子君

1. 空き家対策について

現在、市民から空き家に関しての苦情や要望が増えている。老朽化した空き家が放置され倒壊の危険や犯罪の誘発など周囲に悪影響を及ぼすことが危惧されている。

- (1) 空き家問題に対する相談体制とその対応について伺う。
(2) 危険廃屋に対する今後の取組について
①危険廃屋への対策をどのように進めていく考えか伺う。
②危険廃屋の撤去が進まない原因を伺う。

2. プレミアム付商品券の発行について

物価高騰の影響を受ける中、新たなプレミアム付商品券を発行することで地域経済の活性化が図られると考える。

- (1) 現状を踏まえ、プレミアム付商品券を新たに発行する必要性について市の見解を伺う。
(2) プレミアム付商品券の過去の実績と市民からの意見について伺う。

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

本会議第2号（12月11日）（木曜）

出席議員 14名

1番	西	美香君	8番	江口	祥子君
2番	二井谷	友希君	9番	東	育代君
3番	福山	修司郎君	10番	濱田	尚君
4番	奥吉	拓郎君	11番	竹之内	勉君
5番	竹中	ひかり君	12番	原口	政敏君
6番	西田	憲智君	13番	福田	清宏君
7番	吉留	良三君	14番	松崎	幹夫君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神 菌 敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	任	宮之原 聖君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	農政課長	久木田	聡君
副市	長	出水喜三彦君	学校給食センター所長	吉永康彦君	
教育	長	相良一洋君	子どもみらい課長	久徳和久君	
総務課	長	長畑正博君	福祉課長	田中俊二君	
企画政策課	長	山崎達治君	まちづくり防災課長	宮持大作君	
財政課	長	神菌正樹君	スポーツ推進監	芹ヶ野幸淑君	
教育総務課	長	吉永康彦君	学校教育課長	西村喜一君	
消防	長	上夷征史君	産業立地課長	大平博喜君	
都市建設課	長	吉見和幸君	水産商工課長	榎並哲郎君	
市民生活課	長	西久保敏彦君			

令和7年12月11日午前10時00分開議

△開 議

○議長（松崎幹夫君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松崎幹夫君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により順次質問を許します。

まず、濱田尚議員の発言を許します。

[10番濱田 尚君登壇]

○10番（濱田 尚君） おはようございます。

一般質問トップバッターでございますので、2期目になります、中屋市長、御就任おめでとうございます。お互いに、市政発展、市民の幸せのために、4年間全力で頑張ってまいりましょう。

それでは、通告に従い質問をいたします。

改選以来、1か月が過ぎました。私たちの任期は、4年間でございます。月に換算しますと48か月であります。その48分の1が過ぎようとしております。1日24時間に例えますと、既に30分が経過したわけでありまして。早いものであります。

また、情報化社会も目まぐるしく変化しており、AIやDXの進化はさらにスピードを増しております。国際情勢も、何がまことで何が真実か疑う場面も多々あり、混沌とした状況でもあります。

一方、地方に目を向けますと、少子高齢化、人口減少が進み、地域の活力に影を落とす状況から、なかなか抜け出せずにいます。

その状況を変えるべく考えられた市長のマニフェストを、市民の皆さんと合意の下、推し進め実現ができれば、期待に応えたということになるかと思っております。

そこで、最重要課題をどのように捉え、成果につなげるための具体的な取組と体制について、市長に伺い、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） おはようございます。濱田

尚議員の御質問にお答えをいたします。

私は、1期目において、三つの無償化をはじめとする子育て支援の充実と移住・定住の促進、洋上風力発電計画などに取り組んでまいりました。このことによって、本市に人と経済の流れが生まれつつある、このことを実感いたしております。

2期目の市政運営においては、こうした流れを確かなものとし、さらに発展させるため、スローガンとして「ワクワクするまちづくり2.0」というのを掲げさせていただきました。本市の最重要課題であります少子化・人口減少対策と未来につながる投資によるまちの魅力づくり、これをこれまで以上に進めてまいりたいと思っております。

具体的には、三つの無償化によりまず経済的支援に加え、結婚から出産、子育て期までの切れ目のない支援や女性の働きやすさの確保、保育や療育環境の充実など、若い世代が安心して暮らし続けられる、そういった環境づくりを進めてまいりたいと思っております。あわせて、洋上風力発電計画の推進、串木野駅周辺の開発、さらに安茶工業団地の造成、また沖ノ浜構想など、こうした経済の流れを生み出せるような未来への投資を進め、本市が外から見ても本当に魅力的で存在感のある、そうしたまちになるように取り組んでまいりたいと思っております。

こうした施策を実現するためには、私は、市の職員との理念やビジョンの共有が大切だと思っております。私が、一人で行政運営できるわけではありません。なぜ、この事業が必要なのか、何を目指していくのか、そういった根本的な理念や考え方を共有し、職員が同じ方向を向いて進む、そういった組織であればこそ、市民の皆様の期待に応えられる、そういうことを考えております。職員一人ひとりが自らの役割に自信と誇りを持って挑戦し、意見を言いやすい、そういった環境づくり、これも大切にしていきたいと思っております。

日々の誠実な姿勢と挑戦を後押しする、そういった組織風土、市役所一丸となって、これらの施策を推進してまいりたいと思っております。

○10番（濱田 尚君） 魅力あるまちづくりを徹底的に進めていくということで、今、職員の皆さんと

一緒になって取り組んでいくという力強い表現もいただきました。

その部分、非常に大事な部分だと思っております。理念、そしてビジョンの共有というのが大事であります。そして、その先には相互信頼関係の構築というのが大事でありますので、そういったところもしっかりと進めていっていただきたいと思っております。やはり、何を成し得たかというのを主眼に置いて取り組んでいただきたいと思っております。

そういった中で、先ほど言いましたように、短い時間です。そういう短い時間の中で成果を上げるには、やはりスピードが大事だと思っております。AIやDXなどでも民間と連携・協力していかなければなりませんし、これからは様々な場面で民間人の経験やスキルをお借りしなければいけないと思っております。

また、国や県の機関との連携強化も、以前申し述べたところでありますけれども、重要と考えます。

そういったところで、市長、どのようにお考えですか。所信をお伺いたします。

○市長（中屋謙治君） 民間の活用とか、あるいは国との連携、こういうことであろうかと思っておりますが、おっしゃいますように、時間は限られております。そうした中で、スピード感を持って、スピードを上げてということになってきますと、民間であったり、あるいは国との連携、極めて大事な部分であろうと思っております。

そのために、例えば国との連携ということで、今の国の機関への職員派遣というのもできないものかと考えております。例えば、国交省であったりとか、環境省であったりとか、これからの事業を進めるに当たって重要な、そういう国への機関への職員派遣、これも国との連携強化を進める上では有効ではないのかな、こういうことも考えております。

そして、特にAIですとかDX、こういった分野になってきますと、民間のほうに極めて得意といましょうか、そういう状況であると思っておりますので、こういった民間の活用ということも大事であろう、このように思っております。

○10番（濱田 尚君） 非常に重要な部分でもある

かと思っております。やはり限られた時間でありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

総じて、事業を力強く推進していくには、やはり政治力ということも重要であります。パイプを持ち、そのパイプを太くし、信頼関係を構築していく、ひいては、そういったところから情報の提供や助言の享受など、そういったのも大事かと思っておりますが、そういったことに積極的に取り組む必要があると思っておりますけれども、市長の所信をお伺いたします。

○市長（中屋謙治君） おっしゃいますように、そういった力ということも活用しながら、スピード感を持って、そして目標を達成する、こういうことであろうかと思っております。

私は、やはり、例えば国との政治力含めて信頼関係、これ一つ一つ大切に積み上げていくという、このことが大事だ、このように思って日々そういう活動をしているつもりでございます。

これからも、そういった大事にする部分、そして組織としてやはりいちき串木野が信頼できる、そういうまちであってほしいという思いで、これからも関係機関、それから関係の皆さん方と信頼関係を築く中で、そういったもの、政治力につなげていきたい、このように思っております。

○10番（濱田 尚君） このことは非常に大事なことで、ひいては市民の皆さんの幸せのためでありますので、全力で取り組んでいただきたいと思っております。次の質問に移りたいと思っております。

次に、美しいまちの創造についてであります。

美しいまちになることは、快適な環境で心地よい市民生活につながります。そして、まち全体の質と価値を高めると思っております。結果、市民の満足度を上げることにつながっていくと思っております。総合計画の第4章にも「利便性が高く美しいまちを創造する」というようなくだりもあります。

最近では、ある程度、社会資本の整備もされて充実してきてはおりますけれども、街路樹の更新の課題は、県道や市道においては歩道の整備と合わせながら取り組まれております。以前よりは対応がなされていると感じますけれども、しかしながら、歩道にしても道路にしても、経年劣化により、その劣化か

ら起因する草木の著しい繁茂にもつながって、景観を損なう状況にもあります。

そしてまた、市民からの管理の要望というのが非常に増してきている状況がありますので、こういったことを踏まえて、植栽の管理の方法の抜本的な見直しが必要ではないか、お伺いいたします。

○都市建設課長（吉見和幸君） 本市の街路樹は、昭和60年頃、街路二種改良事業により植樹され、40年以上が経過しており、成長の早いクスノキなどは、車道や民地まで伸びることがあり、2年から3年ごとに枝払いを行い、また、舗装の根上がり等の箇所につきましても、その都度現場を確認し修繕で対応しております。また、市街地の交差点及び横断歩道のある場所では、歩行者が確認しやすいよう低木の除去も行っております。

なお、本市で歩道整備を行う際、基本的な考え方につきましては、セミフラット方式を基本とし、歩行者が通行する部分の有効幅員が1.5メートル以上あり、かつ高木の植樹ですが1.2メートル以上の場合、こういったものが確保できる場合において、高木の更新を検討し、なおバリアフリー化を進めているところでございます。

○10番（濱田 尚君） 今、バリアフリー化を進めているということでありました。

確かに、歩道の部分にも高木がたくさんございまして、更新を二、三年にとわれておりますけれども、やはり、非常に成長している状況でもございます。そして、地球温暖化で、夏場なんかはその植栽も管理が追いつかない状況もございます。

植栽の管理は、当初より頻度を増す必要があるんじゃないかなと思いますけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 街路樹の管理につきましては、高木、低木、この管理の仕方で、現場を確認しながら、その場所に応じた対応を行ってまいりたいと考えております。

○10番（濱田 尚君） ぜひ、言われる前に管理をしていただきたい。そこが市民の皆さんからの要望でありますので、しっかり対処していただきたいと思っております。

街路樹がたくさん……、1,200本とか高木が、以前一般質問でも言われましたけれども、街路樹の必要性等、住民から、結構、落ち葉の処理に困っているというようなことも言われておりますので、そういった対処についてお伺いいたします。

○都市建設課長（吉見和幸君） 本市の幹線道路には約1,200本ほどの高木が植えられております。街路樹の役割としましては、蒸散作用を通じて周囲の温度を下げ市街地の気温上昇を抑える効果や、交通騒音を軽減する効果ももたらすとともに、市街地部の景観を美しく季節を感じさせる要素があると言われております。

このことから、歩行者の通行に支障にならない範囲で必要であると考えておりますので、今後、街路樹を更新する際は、本市の歩道整備、基本的な考え方に基づきまして、高木については常緑樹を採用していきたいと。なおかつ、成長の遅い樹種を選びながら、植栽の間隔等も考えながら、整備をしてまいりたいと考えております。

○10番（濱田 尚君） 市街地にはやはり緑というのは大事なところでありますので、当初計画では、市街地でもないところの道路計画でも緑地帯、歩道の部分に街路樹を結構植えた経緯もございまして。市街地のそういった景観、街路樹というのは大事だと思っておりますけれども、やはり、その場所場所、ここにこんな街路樹が必要なのかっていうのを考えていって研究していただきたいと思っております。

市民からの要望も非常に多うございますので、例えばツツジの部分も。ツツジの部分だったら、なかなか地域の人たちが草刈りに手を入れられないところもありますので、そういったところも、更新ということを考えていっていただきたいですけれども、答弁を願います。

○都市建設課長（吉見和幸君） 低木に多く植えられているツツジにつきましては、なかなか中から生えてくるカヤ等の除去に手間がかかる状況でございますので、今、まずは、大きな交差点で歩行者が見通しを確認できるよう、まずは交差点部分、あるいは横断歩道、そういったところで歩行者が確認しやすいような整備をするために、優先して低木を撤去

しているところがございますので、また、その場所を確認しながら、場所に応じて対応してまいりたいと考えます。

○10番（濱田 尚君） その辺、しっかり対処していただきたいと思います。

美しいまちづくりには、やはり市民の手が必要でございます。本市は、平成19年に条例が制定されております。市民の手による美しいまちづくり推進条例であります。

以前、同僚議員が条例についても質問されましたけれども、きれいなまちづくりということで、長島町の道路が非常にきれいだ。花がいっぱいという話をされました。私も、訪れたときに、作業されている住民の方がいらっしゃいましたので、お聞きしたことがございました。「よく、皆さん、たくさんの方できれいにされてますね」と聞いたら、「いや、どこの集落もすつでな。こいが当たり前やっ」という、そんな雰囲気でした。そう言われました。長島町は、ふるさと景観条例が施行されていたり、きれいな花の道、フラワーロードを提唱されて、そして、ふるさと景観サポーターという取組もされております。そういった活動がベースにあって、地域の人たちも一生懸命取り組まれているのかなと思った次第であります。非常にいい印象を持ちました。

そこで、本市における住民主体の美化活動の支援の状況はどうか、お伺いいたします。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 本市では、いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例の趣旨に基づき、住民主体の美化活動を支援しております。

具体的には、地区や公民館等で実施するボランティア奉仕活動に対し、ごみ袋の配布、ごみの回収、環境センターへの持込み料金の免除を行っております。

今年度のボランティア申請件数は、令和6年度の73件に対し、11月末時点で70件となり、多くの方々積極的に活動をしていただいている状況です。

市としては、引き続き、これらの活動を支援するとともに、広報・周知を強化し、美化活動への参加しやすい環境づくりに努めてまいります。

○10番（濱田 尚君） こういった活動を広く知ってもらって、広報・周知を強化するということで、全力で支援していただきたいと思います。

そういった地道な活動に対して、市のほうもそういう活動をたたえるということも大事なと思います。たたえながら広く周知していく、そして、いいサイクルになっていけば、よりよい地域づくり、環境づくりにつながるとは思いますけれども、そういった表彰制度といったものは設けてもいいんじゃないかと思っておりますけれども、お伺いいたします。

○市民生活課長（西久保敏彦君） いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例は、自らの地域環境を向上させるために、主体的に行動する市民の力を促進することを目的としています。この趣旨に基づき、美化活動の支援を引き続き行うとともに、活動のさらなる充実を目指します。

また、これまでに、生涯学習推進大会では、ボランティア美化活動を評価され表彰を授与された方もいらっしゃいます。

今後も皆さんの活動の励みとなるよう、表彰につきましても、今後検討してまいります。

○10番（濱田 尚君） これ、大事なことだと思います。広く知っていただく、そして、たたえるというのは大事なことでありますので、一緒に、共同・共生の活動の根幹の部分だと思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

そういった美化活動へ参加しやすい環境づくりというのを構築するためには、道路や公園等のアドプト制度が有効だと思っております。アドプト制度というのは養子にするというような言葉でございますけれども、早急にそういったものを導入すべきでないか、お伺いいたします。

○市長（中屋謙治君） 今、美化活動ということでお話ですが、大きくは二つかなと。一つは地域内の清掃活動、そして、もう一つは花いっぱい運動といたしまししょうか、大きくこの二つぐらいあるのかなと思っております。

そうしたときに、具体の例を申し上げてなんですが、例えば神村学園前の駅前状況です。このトイレの清掃につきましては、学園側のほうがボランテ

ィアでもって作業をしていただいております。そして、駅前の花壇につきましては、特別支援学校の皆さん方が手入れをされていると。

今おっしゃいますように、里親であり、そして養子にするという、公共施設あるいは花壇を自分の子どものようにと、そういう思いでされる、こういう輪が広がっていくことは大事であろうと思いますので、どういう形が望ましいのかというのは今後また検討させていただきたいと思いますが、一つの例として、今申し上げたようなことでございます。

○10番（濱田 尚君） この部分、市長のマニフェストにも書かれておりました。非常にいいことだよなと。こういう機運をどうつくっていけばいいのかなというのがやはり課題だと思うんですよね。地域内で、この公園だったら自分たちでしましようというような、やはり自分たちで。条例ではありませんけれども、自分たちの手によって美しさを保っていく、そういった機運をつくっていく制度、こういうのは大事だと思っておりますので、先進地の研究をしたり、我々もどういった形がいいのか考えていきたいと思っております。

やはり、美化活動できれいになるということは、地域の人にとっても、生きがいであったり、やりがい、そして一番はふるさとへの愛着だと思っております。そういった視点からも、しっかり検討していただきたいと思います。

次に移ります。

その一方、空き家の問題ですけれども、深刻ですよ。近年、空き家の数が非常に増加しております。さらに増加が見込まれると言われております。空き家の対策の強化が急務になっております。使用目的のない空き家も、この20年で1.9倍に増えているそうです。2018年が349万戸、日本です、2030年には470万戸になると見込みが出されております。先日の南日本新聞にも、空き家の指導をしたということで掲載されておりました。

まちを見渡しますと、管理不全の空き家が目を引きます。その管理不全の空き家から地域への……、「どうにかならんか」というような苦情も最近非常に多くなってきております。

そういったところで、空き家等の現状と課題、適正な管理などの取組、対策はどうか、お伺いいたします。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 危険空き家が発生する前の段階で、市民から寄せられる空き家に関する相談・苦情に速やかに対応を行っているところであります。現地確認を行い、写真を添付した通知を所有者へ送付して、適切な管理を促しているところですよ。

また、令和6年に施行された相続登記義務化を活用し、相続権利者の調査を通じて管理責任を明確化し、早期の対応を推進し、管理不全状態の空き家が特定空家化することを未然に防ぐように努めているところであります。

○10番（濱田 尚君） 昨年、令和6年の4月から、管理不全建物管理制度というのがスタートをいたしましたよ。これは、早い段階から空き家の所有者に適切な管理を促すためですよ。そして、あわせて、先ほど言われましたように、固定資産税の減免を解くというような、そういったことで空き家対策がより一層進んでいくのではないかなと思っております。

ずっと対応されていますけれども、まだまだ増加する傾向にあるわけですよ。そうなれば、やはり対応の窓口、しっかりした空き家対策の窓口の設置とか、見識を持った人材の確保とか、そしてこの制度と一緒にスタートした空家等管理活用支援法人、民間と一緒にやる取組ですけれども、こういった検討はどうかお伺いいたします。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 令和5年12月に施行された空家対策特別措置法により、これまでの特定空家に加え、新たに管理不全空家への対応が可能となりました。

本市では、特措法制定を踏まえた対応は実施していませんが、対応に向けた体制づくりのため、関係部署との連携を強化してまいります。

また、適切な管理の促進に向けて、所有者への通知や助成制度の周知を引き続き徹底し、生活環境に悪影響を及ぼす空き家の解消を目指していきます。

○10番（濱田 尚君） その助成制度でありますけれども、やはり、近年は物価が高騰して……、解体

補助金の話ですけれども、本市が30万円ですかね、出ておりますけれども、物価高騰もあります。そして、より事業を促進するという意味では、この補助金、上乘せしてもいいのかなと、ある程度。そういった思いもあります。それが、また事業へスピード感を増していくような取組だと思っておりますけれども、その辺の検討はどうでしょうか。お伺いたします。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 現在、本市では、危険廃屋等解体撤去補助金を活用し、解体費用の助成を行っています。近年、補助金を活用した解体件数の増加が見られ、住環境改善に寄与しているところ です。

一方で、解体費用の増額については、市の財政状況や国の方針を踏まえた調整が必要になりますが、近年の物価及び人件費の増加等による解体費の高騰を考慮し、補助金限度額の見直しを行い、空き家問題の解決に向けた取組をさらに進めていきたいと考えております。

○10番（濱田 尚君） 見直しの検討をぜひ進めていっていただきたいと思っております。やはり、このまちは早い段階で解体に着手できるというのは大事なことであります。それが、また土地の有効活用にもつながりますので、しっかりと進めていっていただきたいと思っております。

空き家対策を充実することや市民の手による美しいまちづくりに取り組むことは、より一層このまちに住みたいと思う方が増えると思うんです。そういったことを願い、この項を終わり、次に移ります。

次に、原子力立地給付金等交付事業についてであります。

書いてありますように、市来地域は交付対象地域外でありますけれども、以前、同僚議員からも質問もあって大分期間が久しいですけれども、制度の内容とこれまでの具体的な取組はどうか、お伺いたします。

○企画政策課長（山崎達治君） 原子力立地給付金についてであります。

この給付金につきましては、昭和56年に創設され、原子力発電所の立地市町村やその周辺市町村の住民や企業に対し、地域の振興と住民の福祉向上を目的

として交付されるものであります。

交付金の算定に当たりましては、国の市町村合併に伴う交付金の取扱い基本方針に基づき、合併前の市町村の枠組みを基本とされており、議員お説のとおり、現在、市来地域については給付金の対象地域とされてない状況であります。

一方では、立地市における市町村合併の特例といたしまして、旧隣接及び非隣接地域について、給付額が増額、または新規に給付される取扱いが示されております。

具体的には、立地市である旧川内市では年間6,000円、旧隣接であった東郷、そういう部分については4,500円、あと、それ以外で新たになった祁答院、入来で3,000円となっております。本市につきましては、旧串木野地域が3,000円であります。

このような中で、本市につきましては、羽島・荒川地区について、原発の距離を比較した場合に改善を要望し、16年度から電源交付金の移出県枠を活用して、立地市と同額となるよう加算給付を行っております。

これまでの取組といたしましては、本市として、資源エネルギー庁などに対し、市町村合併により利益を受ける地域と受けない地域の不均衡が生じている現状を説明し、交付地域の拡大や距離的条件を勘案した条件見直し措置を継続的に要望してまいりました。また、特に川内原発の運転期間延長の際には、県に対しまして、交付金制度の格差是正について要望したほか、九州地方電源地域連絡協議会において、毎年、各関係機関に対し要望を行っております。

今後につきましても、様々な機会を捉えながら、改善に向けた要望を行ってまいりたいと考えております。

○10番（濱田 尚君） 旧市来町も半径20キロメートル圏内がほとんどですよ。そういった中で、阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市、その一部のいちき串木野の市来地域だけがそういう事業が当てはまらないというのは、やはり20キロメートル圏内がほとんどというところで、この不均衡是正を訴えていかなければいけないと思っております。

もう一つ大事なのが、原子力発電施設等周辺地域

企業立地支援事業、通称F補助金であります。

このF補助金、本当に使い勝手もよくて、結構補助金出ますよね。原則8年、そして最長ではいろいろ施設を更新したりしていったって24年交付できるというようなF補助金があるんですけども、これが、例えば安茶地域、当てはまらないんですね。そして、溝を挟んで、その向こう側はF補助金、オーケーなんですよ。旧串木野市ですから。やはり、これは、国、いろんな機関にその窮状は強く訴えるべきだと思います。

やはり、F補助金というのは割と企業誘致にとっても大事な部分でもありますので、このF補助金に関しまして、どのようにお考えかお伺いいたします。

○企画政策課長（山崎達治君） 議員お説のとおり、F補助金、こちらについては電気料金の40%が交付される、こういう形の有利な補助金で、本市の産業の活性化、そういう分には十分役に立っている補助金であります。

令和5年の40年延長の際にも、産業振興という部分の中で、このF補助金の市来地域を対象に加える、そういう要望も行っております。

今後につきましても、今、乾式貯蔵施設という部分もあります。そういう部分の機会等、様々な機会を利用しながら、こういう要望活動を続けてまいりたいと考えております。

○10番（濱田 尚君） この取組は大事な取組だと思います。制度がもう決まっていると言えば最後かもしれないかもしれませんが、やはり、この窮状をちゃんと訴えていって、その制度に風穴を空けていくような取組をしていかなければいけないと思うんです。粘り強く取り組んでいっていただきたい、そのように申し述べて、次に移ります。

道路行政についてであります。

島内松原線の進捗と今後の計画についてをお伺いいたします。

○都市建設課長（吉見和幸君） 市道島内松原線改良事業は、国道3号島内交差点から国道270号交差点をつなぐ1,347メートルの1級市道のうち、川南ほ場整備事業に合わせて用地を確保いたしました830メートルについて、平成29年度から工事を着手

し、令和8年度の事業完了を目標に施工中でございます。

○10番（濱田 尚君） 令和8年度で完了ということでもありますけれども、島内松原線は完了した部分から国道3号までの間、そこを通る交通量というのは、その間に食品工場もありますので、改良した部分よりも通行量が多いと私は認識しております。

そして、今まで大型車の脱輪が多かったのもあの部分でありますので、そこを今後は……、国道の下井手橋なんかも大里川の改修でまたしていけますけれども、やはり、あの部分、何らかの形で整備すべきだと思いますけれども、今後はどうでしょうか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 市道島内松原線と市道鳥居松線の交差点から国道3号島内交差点まで、約450メートルが今おっしゃるところであると思います。

このうち国道3号側からの100メートルにつきましては、大里川の改修で見込まれている国道3号下井手橋の架け替え工事や島内交差点の改良計画の実施時期が明確にされていないことから、このまま改良を進めると、国道3号島内交差点付近の市道取付工事に手戻りが出ることなどから、現在、整備を計画していないところでございます。

残る350メートルにつきましては、平成29年に整備計画を作成するに当たり事前調査を行いました、用地の取得が困難であると判断したことから、現在、拡幅する計画はございません。

しかし、路肩には構造物がないことなどから、離合の際、通行に支障がある箇所につきましては、路肩の補強などを行う修繕等で対応してまいりたいと考えております。

○10番（濱田 尚君） この路肩の補強、これは急いすべきだと思います。そして、これから大里川の改修等々進んでいきますので、精力的にその計画のほうも進めていっていただきたいと思っております。いずれにしても、大事な道路でございますので、早い対応をお願いしたいと思います。

続きまして、鳥居松線の進捗、道路整備についてであります。

鳥居松線というのは川南ほ場整備の真ん中の道路

でありますけれども、そこが、舗装は一部されておりますけれども、舗装がされてない状況でもありますので、道路整備の計画についてお伺いいたします。

○農政課長（久木田 聡君） 市道鳥居松線における道路整備の計画についてであります。

川南地区では、ほ場整備事業に伴いまして850メートルの道路拡幅施工を実施してまいりましたけれども、拡幅部分につきましては、現在、営農計画を支えるための駐車帯としての利活用がされているところでございます。

これは、設計段階で将来的に舗装部分を拡幅する見込みで、片側1車線の6メートル～7メートルの道路部分を確保いたしましたけれども、地元の推進委員会におきまして、農機具の移動や軽トラックの駐車など、営農作業に支障が出る等の理由から、このままのほうが良いという要望で、現在の形になったところでございます。

御指摘のとおり、一部舗装部分と未舗装部分に段差が生じており、離合の際や自転車の通行等に支障が懸念される状況は認識しているところでございます。

しかしながら、道路の全面舗装につきましては、路肩に止める農業者が駐車違反になるため営農活動に支障が出ることや、大型車両の増加に伴う事故発生の懸念、こういったものを総合的に勘案いたしまして、現時点では予定はしていないところであります。

一方、路面の陥没、それから通行への支障、これにつきましては、駐車帯路盤の維持管理により事故防止に努めるとともに、駐車帯部分のコンクリート舗装、こういった対策などを検討してまいりたいと考えております。

○10番（濱田 尚君） 駐車帯のコンクリート舗装、非常にそれはいいかなと思っております。

あちこちのほ場整備を私見たりするんですけれども、ほ場整備の真ん中の広い道がああいう状況というのは、こんなところあるかなって、そんなところもございまして。やはり、営農に支障があるのでしたら、最初の段階でちゃんとそういった広場を設けるなりのこともしてよかったのかなと思うところ

でございます。

いずれにいたしましても、やはり、コンクリート舗装などはしなければ、自転車の通行も……、舗装の部分に来るんですよ。そうしたら、危ない場面もあります。こっちは舗装を走っていても、向こうはまた舗装に来るんですよ。そうしたら、自分が止まらないといけないというような場面も何回もあります。ですから、交通安全上もいろいろ、その辺も、現場をもう十分見られていると思いますけれども、どういう形がいいのか、そこをしっかりと現地を見ながら対処していただきたいと思います。

これらの関係者との協議、そして問題解決に向けて、早急に対処していただくことを申し述べて、一般質問の全てを終わります。

○議長（松崎幹夫君） 次に、原口政敏議員の発言を許します。

[12番原口政敏君登壇]

○12番（原口政敏君） 私は、自由民主党を代表いたしまして、市長と教育長に五つの問題を質問いたします。

質問に先立ちまして、大分県の火災、さらには青森県の地震におきまして、被害を受けられました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

さて、1番目のサル被害対策でございますが、以前は、山の奥深く、サルも生息をしておりましたが、最近は、住民の皆さんが住んでいるところまでサルの被害が及んでいるわけでございます。

9月議会におきまして、わなを2基、可決をいたしました。1基500万円だったと思っておりますが、そのわなは今どうなっているのかどうか、お伺いをいたします。

さらには、サルは銃によって取ることは大変難しいわけでございます。クマと一緒に、人家のある200メートル以内は発射できません。さらには、対岸に石とか固いものがあるところには発射できないわけでございます。私も四十数年、鉄砲を持っており、猟友会に参加しておりましたが、サルは1頭も撃ったことはありません。

今年は銃でゼロ、6年度は3頭、5年度は2頭だったと思っておりますが、したがって、銃じゃ

なく、わなを増やす計画はあっていいのではなかろうかと思っております。

まず、この9月に可決いたしました、2基のわなはどうなっているのか伺いまして、1回目の質問を終わります。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 原口政敏議員の御質問にお答えをいたします。

サル捕獲わなの設置状況についてということでございます。

サルによります農作物の被害は、特に川上地区、冠岳地区においては年間を通じて発生している、こういう状況でございます。これまで、地域からの目撃情報を受けて、すぐに職員が駆けつけましても、既に移動した後であったり、あるいは、追い払っても近くに果樹などの餌が残っていればすぐにまた戻ってくる、こういったことで大変苦慮している、こういうことでございます。

このため、先の9月議会で大型の捕獲檻及びGPSのデータ受信局を設置し、地域による追い払いなどによって、農作物の被害軽減を図ることといたしました。

現在、大型の捕獲檻を川上と冠岳に1基ずつ設置する予定としておりまして、その設置時期は3月までということになっているようでございます。

11月にGPS位置情報の受信局を、冠岳は徐福展望公園、そして川上は平木場に設置して、受信したデータの見える化ができるようになっております。出没するポイントや移動経路が把握できるようになったことから、効果的に捕獲できる設置場所を専門家の助言を得ながら、今、検討している、そういう段階でございます。

また、現在、川上地区におきましては、県事業で鳥獣被害対策の講習会を開催し、ワイヤーメッシュの柵の被害防止や潜み場所の解消、電柵の正しい設置など、サル、イノシシ、シカ対策の勉強をしているところでございます。

現在、GPSデータを基に、サルが接近してきた際に地域住民の有志に情報を提供することで、追い払いを協力してもらいながら、農作物の被害防止、

これに努めることといたしております。加えて、猟友会でハーフライフルを所持する会員がサルの駆除に意欲があると聞いております。受信データを基に銃による駆除を進めるなど、様々な手段でサル被害軽減に努めてまいりたいと考えております。

○12番（原口政敏君） 9月に設置して、私はもう捕獲体制ができてると思っていたんですよ。3月ですか、あまりに遅いんじゃないですか、市長。9月に可決したんですよ、2基、500万円だったですね。私はもう捕獲状態に入っていると思ったんですけども、3月までですか。何でそんなに遅いんですか。それは、あまりに遅すぎるんじゃないの、どうなの。

○農政課長（久木田 聡君） わなの設置時期についてです。

今ありました、予算をいただいてから、捕獲檻だけではなくて、そういったGPSの基地局等もする中で、設置する場所というところが、やはり効果的に捕獲できる場所に設置したいという考えがあります。そうした中で、どういう場所に出没するか、どういう場所で過ごすかというところをある程度把握した上で、設置する効果的な場所を把握するという事で、まずはGPS基地局のほうを設置いたしました。それに伴いまして、行動経路、それから夜とどまる場所、そういったところもある程度見えてきたところでございます。

こういったものを基に設置する場所を検討するという事で、若干時間を要したところでございます。

○12番（原口政敏君） もう既に私は設置して捕獲体制に入っていると思ったんですよ。

だから、それを急いでもらって。どこでんかしこでんしたら入らないんですよ。川内市は串木野と境にして1頭も取ってないからね。

そして、もう一つの方法はね、市長、狩猟は11月から2月までしか撃てませんからね。撃てないんですよ。それ以外、市民から「サルが来た」「イノシシが来た」というのは撃てるんですよ。ところが、サルは、今ここに来たって、行ってもいません。速いから。サルの移動は速いんですよ。

だからね、市長、一つの方法として、柵を増やして、あるいは銃、これを1年間撃っていいと。サル

はたしか1頭で4万円近くだったよね、市と県が。たしか私の記憶では、市が3万6,000円、3万4,000円か、市が6,000円で、4万円もらえるんですよ。だから、本当は狩猟組合は撃ちたいんですよ。だけど、撃てない。私も、四十何年銃を1回も撃てなかった、サルは。サルは、本当に見たら撃てないよ。銃身に手を当てたことはあるんだよ。だけど、引けなかった。

だから、市長、その間、11月から2月まで、以外の間はいつでも取っていいですよという条例を制定されませんか、市長。俺は市長に聞いてるんだよ。条例制定だから。

○副市長（出水喜三彦君） まず、わなの設置に関しては、議員のおっしゃるとおり、どこでんかしこでん設置しても効果がないということです。効果的に捕獲を進めるために専門家と今検討している、こういう段階ということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、猟期に関しての……、狩猟につきましては、現在のところは、その期間の中においても、農家から、あるいは市民から苦情等あったときには、指示書を出す形で狩猟をしていただくと。このような状況を取っているところでございます。

その期間を限定せずに1年中通して捕獲、これを推奨することにつきましては、その補助金の在り方等も含めて検討も、調整が必要かと思えますので、その点、考えさせていただけたらと思えます。

○12番（原口政敏君） わなを増やして、それで条例改正をして、11月、2月まで以降は撃っていいですよということをしないと、サルは減らないよ。

1頭撃ったら4万円取れるんだから。だけど、お金はみんな欲しくない、サルは撃てない。顔を見たら撃てないよ、サルは。

だから、1年中、条例改正をして、市長、検討して、撃つように。そして、わなも早急に、課長、設置しなさいよ。2基じゃ駄目だよ。増やして。

私が、市長、選挙で回って、一番多かったのは「サルを何とかしてくれ」という声だったですよ。もういろいろ言いましたので、市長もされるだろうと思っております。

この項は終わって、次に行きます。

大里川の拡幅でございますが、線状降水帯でどこで大雨が降るか分かりませんよね。たしか、市長、あなたが副市長時代だったですね、大里川の上流が欠壊して、大きな被害が出たですね。あのときの農協は全部つかって、コンピュータも全部駄目になりましたよ。市長、覚えておられますね。もちろん人家も被害が出た。

今、大里川は下流はもう済んでいますよ。だけど、上流に関しては何らない。県に急いで、市長が早急な対策をしてもらいたい。

実は、市民の皆さん方が一番心配なのは、大里川の大里地区の皆さんですよ。欠壊なんですよ。

今度13日、知事が来られますね、市長。そのときに陳情を出すように、もうつくっていらっしゃいます。それほど心配をしていらっしゃるんですよ。市長、何とか早くできるように、私も今度は13日は行って知事にもお願いしますが、市長、何とか前向きに、今以上に力を入れて、欠壊しない前に大里川を拡幅する考えはございませんか、市長。市長の口から答弁をくださいよ。

○市長（中屋謙治君） 今、県のほうで大里川の改修事業を進めておりますので、まずは、この現状を担当課のほうから説明させていただきます。

○都市建設課長（吉見和幸君） 大里川の河川改修につきましては、全体計画延長5,145メートルのうち、本市の区間が下流の石瀬橋側から島内の門前橋上流まで約3,995メートルとなっており、現在は、国道270号薩摩渡瀬橋の架け替え工事の早期完成に向けて、工事費を確保しながら事業を進められているところでございます。

用地の取得状況につきましては、事業主体である鹿児島県によりますと、工事中の薩摩渡瀬橋から上流側の学校橋までの間、未契約の5筆の土地について、今回の交渉に向けて状況整理などを行いながら、準備ができ次第、交渉を行っていくとのことでした。

また、学校橋から上流への平佐原地区は、用地調査が完了し、土地の境界立会い等が終わっておりますので、用地費が確保でき次第、用地交渉を行うというようなことでもございました。

○12番（原口政敏君） 課長、市長もいろいろ忙しいから、あんたが担当課長だから、1日でも早く大里川の拡幅ができるようにね。まず買収だよ。1人が反対したらできないんだから。そうでしょう、課長。あんたも身を持って思ってるでしょう。そこがおわらなできないんだよ。1人印鑑を押さないだけで。そういうのもあり得る可能性があるんだから、早く、課長、県に要請しなさい。いいね。よろしいですね。市長も忙しいから、あんたが行って。あんたの責任だからね。

では、この項を終わって、次に行きますから。

魚価の安定について伺いますが、沿岸漁業の皆さん方は、もう値が安くて経費も出ないと辞められる方もいらっしゃると思います。

朝、市長、沿岸漁業の皆さん方は3時に出やっど、3時に。なぜかという、燃料を食わないから。7ノットで行かれるわけです。2時間かけて。水深が200メートルですからね。

だから、私はね、市長、明日から上げろとは言いませんよ。1年間通して魚価の相場を見て、それから低いところは漁協に補助すると。そういう体制は、市長、取れませんか。市長が答弁しなさいよ。

○市長（中屋謙治君） 魚価の安定ということで、過去の議会においても議員のほうから同じような質問がございました。その際に、漁協と協議を行った経緯がございます。本市としましては、魚価の安定、これは重要な課題だと認識しておりまして、魚種の選定、基準額の設定を何とかできないかということで漁協とも協議した経緯がございます。

結論から申し上げます、大変難しいというのが結論でございました。そして、当時それができないということで、理由としましては、市場の需給バランス、あるいは漁獲物のサイズ、あるいは鮮度、こういうものによって値段がかなりばらつくんだという、そういうことがございまして、平均魚価の設定というのはかなり難しいということでございました。

そして、もう一つ、今、燃油が高い、漁民の皆さん方大変苦勞しながらということでもありますので、こういうことを考えられないかということで、今、検討しておりますのが、燃油高について、何なりの

支援というのは考えられないのかなと。

といいますのが、A重油、お使いでしょうか。10年前と比べますと、およそ値段が1.5倍ほどに上がっております。この燃油高を何とか漁民の皆さん方が御苦勞されているのを支援できないのかなということで、直接的な支援にはなりませんけれども、漁業収入安定対策支援事業という、省エネ活動に対する補助制度というのがございます。すなわち船底についたフジツボとか汚れ、これが結果的に燃費を悪くすると。こういうことでありまして、これに関する補助制度がございます。

このことについて、さらに拡充できないのかという、こういう観点で、漁民の皆さん方を支援して。港まち、いちき串木野でありますので、何とか漁業が続くようにと、こういうことを今検討しているところでございます。

○12番（原口政敏君） 市長、それは、もう3年前から実施していますよ。1年に1万円補助金が出るんですよ、知らなかったんですか。担当課は言わなかったの。ちゃんと、もう3年前から実施して、私も恩恵を受けてるんだけど、1万円は出てるんですよ。それは、もう前から出てますから。今市長がそんを言われんでもよか。もう今、実際にしてるんだから、1万円。補助金が出るんですよ。

私が言いたいのは、先進地に行って、職員を視察にやらせてくださいよ。いい先進地があるという話を聞きましたので。

私は、1年間を通してしてください、明日からしてくれとは言いませんよ、1年を通してどうですかと言ってるんですよ、市長。もう、その船底塗料の1万円は今もらっていますから。私ももらいましたよ。それはもう前の話だ。市長、その話でしょう、船底塗料1万円の。違うの、副市長。違うの、私が言ってるのは。

○市長（中屋謙治君） 前段おっしゃいました魚価の安定、これを平均価格をもって補償できるような、こういう制度ができないかと。これについては、引き続き研究はさせていただきたいと思っております。

先ほど、私が船底のほうの補助制度を申し上げました。今、経費がかなり高くなってきております。

そういうことを含めて、今、限度額の見直しを含めて検討したらどうかと。こういうことを議論しているということでございます。御理解いただきたいと思えます。

○12番（原口政敏君） 失礼しました。理解しました。今、1万円ですから、ぜひ2万円に上げてください。そういうことで、この項は市長が2万円に上げてくれるということを信じて、この項を終わります。どうか、沿岸漁業の皆さん方を救ってください。羽島漁協の二の舞にならないように。羽島漁協は倒産しましたがね。倒産する前に市ができることは市がしていただきたいということを申し上げまして、この項を終わります。

次に、教育長にお伺いしますが、自転車通学、決まった場所を決まった通路で通学する。今、交通事故が多いですからね、教育長。

それで、この前、西村課長がうちに来やったから、自転車通学で、前籠にいっぱい荷物を詰めて30センチメートルばかり上がってる。1人は肩にかけて、バックを。それで、後ろはいっぱいまた積んでる。あれじゃね、教育長、事故をしますよ。西村課長は見やったですか。私が「見なさい」って言ったよね。自転車通学、見ましたか。私が言うとおりで、まず。見なかった、あんたは勉強せんかったたが。もう、すごいんですよ、教育長。

だから、なるだけ後ろに積みなさいと言うけど、後ろに積んでも前にもバッグを積んでるんだから。あれじゃ危ない。

来年から16歳以上は罰則になりますからね。罰金になるんですよ。だから、その意味を含めても、やっぱり自転車乗りは決まったルールで決まった場所に行くという指導は必要だと思っておりますが、教育長、どうですか。

○教育長（相良一洋君） ただいま原口政敏議員の仰せのとおり、やはり現場に行つて子どもたちの実態を把握しないとイケないということで、担当指導主事を向かわせました。

朝の通学、また下校、そこをしっかりと指定された通学路を通っているかということ、またはそういう安全対策がなされているかということ等も含めなが

ら、判断をしていかないといけないだろうということで、今現在、学校では、自転車通学規定を設けて、対象者に配付をしながら、通学の内容に基づいた指導をしております。そしてまた、前の籠、または後ろの荷台、また背負う重量、そこあたりのバランス感覚をしっかりとしないと、本当に今、議員が仰せのとおり危ない。

そういうことも考えながら、やはり、徹底した指導を学校と連携しながら教育委員会もしていかないといけないだろうかと、こういうふうを考えております。

市内の全小・中学校では、外部講師を招いて交通教室等を実施しております。その中で、正しい自転車の乗り方も指導をしております、具体的なそういう指導をしないとイケない場合には、やはり現場を見て、そして学校がしっかりと子どもの指導をしていくということが必要だろうと思えます。

また、教育委員会のほうも、いろんなことに対しましては現場を見て、今後学校と連携をして、子どもたちが事故に遭わないようにしっかりと進めてまいりたいと考えているところです。

○12番（原口政敏君） 去年は、うちの会社の前に並べてあった花鉢を全部壊していきましたからね。あと1メートルしたら田んぼに落ちて大けがするところだったんですよ。うちが全部しましたけれども。今度の選挙で、両親には言ってないだろうと思ってたんですが、行ったら、「すいませんでした」と初めて言われましたよ。親に言ったらしい。

そういう事故があつて、4年前は自動車との接触事故もありましたからね。

やっぱりあるんですよ、教育長。だから、徹底した指導をして、通学路はここですよ。絶対、そのほか、通学路以外は通さないような徹底した指導をしないとね、教育長、大きな事故がないとも言えませんよ。そして今みたいにハンドルも切れない、いっぱい荷物を積んでるから、前にも。

あの荷物を、教育長、1日で持って帰らなくても、学校に保管できないんですかね。すごかったですよ。西村課長は「見なかった」と言うが、あんたの勉強不足じゃ。ちゃんと見たかといえば、あんたが来る

10分前に重装備で帰ったんだから。

教育長、徹底した指導をしてくださいね。どうですか。

○教育長（相良一洋君） やはり事故があつてからでは遅いので、ふだんの子どもたちの通学の様子を教育委員会としてもしっかり確認をしまして、学校と連携を図りながら。

今、ハンドル操作が自由にできない、そういうこともあろうかと思ひます。そういう実態をしっかりと見抜きながら、置ける物は置いて少しでも軽くして、交通安全に十分気をつけてというようなことで、学校のほうにも指導してまいりたいと思ひますので、今後、また繰り返し繰り返し指導していかないとはいけなひことだろつと考へておひます。

○12番（原口政敏君） 教育長、大切な命を守らなければいけなひですよ。いけません。命を守るためにしっかりと指導を行わなひと、事故が起きてからでは遅いんですよ、教育長。事故があつたら、あなたの責任ですからね。私が、何回もこんなことを言つてるんだから。いいですね。

この項は、しっかりと指導されることを信じて、次の項に参ります。

不登校。私のうちに9月から新入社員が入りました。不登校の子どもでした。不登校。不登校で辞めましたけど、2週間したらもう来ないよになつた。不登校生は社会に出ても続きませんね。

そこで、私は彼に「何であんたは不登校になつたのか」と。小学生時代からだつたつて。体はすごく大きかつたんですよ。1メートル90センチくらいあるんですよ。何で不登校になつたのかというつと、「いじめが問題だ」とはつきり言ひましたね。

だから、教育長、タブレットを今小学生にやつていますよね。もう1年生からタブレットに、今4回ばかりしか見てないというけれど、タブレットを開いて、いじめがあつたら報告しなさいというような、もう、小学校1年から指導しないとね。いじめの問題で不登校になるわけだから。その考へはありませんか。タブレットをいつも開いておひると。

○教育長（相良一洋君） この不登校の問題というのは、低学年からやはりあるわけですね。その中で、

子どもたちの実態をしっかりとつかみながら、不登校の要因が何なのだろうかということ。やはり、早期解決をしていかないとはいけなひし、また未然防止という観点から、しっかりと家庭とまた学校と連携を取りながら、子どもに寄り添つた指導をしていかないとはいけなひということが一番大切だと思ひます。

低学年のとき、1年生のときから指導はやつておひます。やはり、今の現在は、友達関係の問題、これが一番多いということでございます。また、学業の不振、授業についていけなひ、また生活リズムの不調、夜遅くまで過ごして朝起きられない、それで学校に登校できなひ、また遅刻して行くというようなことの繰り返し。こういうことがやはり多くございます。

ですつので、子どもたちの実態をしっかりとつかみながら、そして、その子どもが何が原因であるのかということをつしっかりとそしやくして、家庭との連携を図りながら進めていかないとはいけなひと。実態が一人ひとり違ひます。また、複合している点もございますつので、それを早く、早期解決のために見抜きながら寄り添つた指導をしていけばと考へておひます。

○12番（原口政敏君） それから、市長、もう一つありました。もう一つは、学校に行かなくからついていけなかつたつて、勉強に。「二つ原因があつて不登校になつた」と私にはつきり言ひましたね。うちで採用するということて一生懸命したんだけれど、続きませんつでした。

だから、二つ大きな問題があるわけだから。不登校は今何人ですか。87名ですか、不登校は。それを1人でも2人でも減らすよつな努力をしなければならなく。二つの問題があるんだよ。いじめ、成績がつついていけなひ。この二つの大きな要因があるから、今87名だと思ふから、それを1人でも2人でも、教育長、減らす努力をしてください。どうですか。

○教育長（相良一洋君） 今、令和6年度ですけれども、本市の小学校では不登校生が、30日以上ですけれども42人、中学生が45人の合計87人ということてなつておひます。

この子どもたち、週に一、二回、仮に休んだとしますつと、2回休めば70日ぐらひになつります。そうす

ると、週に1回休んだときでもやはり30日を超えてしまう。そのくらいの頻度なんですよ。そうしますと、もう少し頑張れば、この30日を切ることができるという子どもたちも存在しております。

しかし、一人ひとりに合った手ほどきをしていかないといけないので、今、本市には、教育支援センター、市来の中央公民館がございます。それと、今、串木野中学校内に支援室を設けておりますので、こういうところで子どもたちをしっかりと受け止めて、そして、できるだけ学校に復帰できるようにということの指導を重ねております。

また、十分に家庭と連携を取りながら、子どもたちに現地に行って見てもらって、そこで少しでも過ごせる、そして慣れたところでまた学級に入っていくという、そういう段階を踏んだ指導を通しながら、不登校の改善に今資しているところでございます。

○12番（原口政敏君） 教育長、ぜひ、1人でも2人でもいいですから、不登校生をなくすように努力をしていただきたい。

最後に、市長に申し上げますが、今度の13日に知事が来られますね。市長も行かれますか。行きますよね。そのときに、大里地区の皆さん方が陳情書を上げるということで、私と濱田議員も署名をするようにしましたが、ぜひ、市長、そのことも知事に頼んでくださいよ。よろしいですね。市長、いらっしゃるんでしょう。行かないの。行きますね。ぜひ市長に、知事をお願いすることを申し上げまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松崎幹夫君） 次に、東育代議員の発言を許します。

[9番東 育代君登壇]

○9番（東 育代君） 皆様、こんにちは。お疲れさまでございます。改選後初めての一般質問の機会をいただきました。今回は5名の新人議員が加わりました。女性議員も5名になり、大変うれしく思っております。これからの4年間、新しく景色が変わることを楽しみながら、私自身も、新たな気持ちで前向きに取り組んでまいりたいと思います。

さて、今回は、市長マニフェストについてとスポーツ大会の在り方について2件の質問をいたします。

令和7年度の市政方針で、「全国的な人口減少社会の中で、厳しく展開されている都市間競争に打ち勝ち本市が生き残っていくためには、粘り強い少子化対策とまちの魅力づくりが重要である」と述べられております。今回の市長マニフェストにも「ワクワクするまちづくり2.0」、取組の柱として、少子化・人口減少対策とまちの魅力づくりと掲げられております。喫緊の課題ではありますが、一朝一夕に解決できるものではありません。

そこで、少子化・人口減少対策について、まず初めに、子育て支援の充実についてです。

三つの無償化の取組が始まっていますが、まちを見回してみても、経済や人の動きは本当に静かです。成果が見えるのはこれからなのでしょうか。現状について、市長の見解をお聞きいたしまして、壇上からの質問といたします。具体的な取組や成果、課題については、この後順次お聞きしてまいります。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 東育代議員の御質問にお答えをいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、本市の最大の課題は、やはり少子化と人口減少であります。私は、1期目においても、この少子化・人口減少対策を喫緊なおかつ最重要課題という位置づけをして、市政運営の中心に据えて取り組んできたつもりでございます。

三つの無償化をはじめとする子育て支援の充実に加え、イクボス企業応援事業など子育てと仕事の両立支援、また定住促進補助金や薩摩スチューデント奨学プログラム、こういったものによります移住・定住促進、また、さらに外国人にも選ばれるまちとして外国人留学生支援など、子育て世帯や若者世代を中心に切れ目ない支援を行ってまいりました。

その結果として、この2年間、社会動態において、転入超過、そして未就学児の増加、さらにまた25歳～34歳の若年層が増加傾向に転じるなど、少しずつではありますが、その効果が現れてきている、このように捉えております。

特に子育て世帯の経済負担を軽減する三つの無償化は、県内他の自治体に先駆けて実施したものであ

り、市民の皆様からも評価が高く効果は大きい、このように認識いたしております。

2期目のマニフェストにおきましても、少子化・人口減少対策の一つの大きな柱として掲げさせていただきました。子育て支援や子育てしやすい環境整備のさらなる充実を図り、引き続き重点的に取り組んでまいりたいと思います。

おっしゃいますように、少子化・人口減少対策、仮に今出生率が回復しても、その効果が現れますのは20年30年先であろうと思います。一朝一夕では解決できない、おっしゃるとおりだと思います。

しかしながら、希望を持って粘り強く継続的に取り組み続けることで確かな成果に結びつく、このように考えております。若者、若い世代が、このまちで子どもを産んで育て暮らし続けたい、そのように思ってもらえるようなまちづくりを進めていきたいと思っております。

○9番（東 育代君） ただいま、市長から答弁をいただきました。成果が少しずつ見えているということでございます。

子育て支援の充実の取組として三つの無償化がありますが、これを含めて、子育て世代の移住・転入の増加が見えている、若い世代の移住・定住も増えてきているようにお聞きしております。

保育料について、子育て世代の方々からは、高い保育料を払いながら仕事も頑張っていたけれど、本当に助かると多くの声をお聞きしております。保育料の無償化によって、経済的負担が抑えられたと喜びの声も聞かれます。

子育て環境の1歩として、とても大好評ですし、第2子、第3子と期待が膨らみますが、課題としてはどのようなものがあるとお考えでしょうか。

○企画政策課長（山崎達治君） 保育料の無償化に関してです。

こちらにつきましては、保育園の就園率の増加とか、そういうふうないい面が出てきております。

ただ、一方では、やはり保育士の不足とか、そういう部分も見えてきておりますので、保育士の拡充とか支援とか、そういう部分についても粘り強く取り組んでいく必要があると考えております。

○9番（東 育代君） やっぱ課題もあるわけでございますよね。保育士の確保、これは本当に本市だけの問題ではないと思っております。

保護者からはどのような声が聞かれておりますでしょうか。

○副市長（出水喜三彦君） これ、三つの無償化、保育料以外も含めての形になりますでしょうか。

保育料に関しては、声とすれば、先ほどおっしゃっていただいたように、働きながら保育料を払う、こういった中では、非常に経済的な負担の軽減という意味では助かるというようなお声をいただいておりますが、今申し上げましたとおり、保育士の確保、その環境というのがより望まれると、このようなことは聞いております。

あとは、給食費の無償化に関しまして、当然、これも経済的負担の軽減ということで助かる反面、やはり我々の課題とすれば、質の確保をいかに図っていくのか、ここが課題だと思っております。

○9番（東 育代君） 子育てと仕事の両立支援が重要となってきております。子どもが犠牲にならないよう強く願っていますが、後でこの項については再度質問いたします。

学校給食費についてです。

改選前に同僚議員が質問なさいましたが、子どもたちへ提供する給食の質を低下させることがあってはならないと思っております。学校給食について、物価高騰が続いておりますが、提供する学校給食への影響はどうか伺います。

○学校給食センター所長（吉永康彦君） 物価高騰による学校給食への影響についてでございます。

近年の物価上昇が学校給食に使用する食材確保にも影響を与える中、学校給食では、児童生徒に必要な栄養バランスを確保しつつ給食を提供することを第一優先に取り組んでいるところでございます。

今年度は、食材価格上昇分、約10%の給食費の値上げを行ったことから、これまでどおりの学校給食摂取基準を満たした栄養バランスや量の給食の提供ができているところでございます。

今後も、食品価格の動向を注視し、必要に応じて給食費の改定を行い、栄養バランスや量を確保した

給食の提供を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○9番（東 育代君） 子どもたちの成長を阻害することのないように、献立に気を配って、子どもたちが笑顔になるような取組を期待いたします。

子ども医療費についても、少しお聞きします。

窓口無料化は、手持ちにお金がなくても受診できることで、子どもだけでなく保護者にとっても喜ばれておりますが、これによって医療費の推移はいかがでしょうか。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 子ども医療費の推移等についてでございますけれども、令和6年4月から9月までの金額、それと令和7年4月から9月までを比較しますと、同時期影響額としまして、1,500万円程度の増となっているところでございます。

○9番（東 育代君） 医療費の無償化によってもやはり1,500万円ほどの増加ということですが、これって、少し聞きますが、件数が増えたのか、1人当たりの医療費が増えているのか、そこら辺まで分かかりますか。

○子どもみらい課長（久徳和久君） この子ども医療費のほうが、昨年度令和6年10月診療分から、高校生までを対象に拡充したことから、件数のほうが増えていると見込んでいるところでございます。

○9番（東 育代君） このことについては、また後ほど機会があればお聞きしていきます。

次に、少しお聞きします、学童保育あるいは保育・療育の充実についても掲げてございます。学童保育について、教育環境の整備拡充、学童保育施設拡充の検討なども掲げてあります。

保育料の無償化で卒園して小学校に上がってからの子どもの居場所づくりが求められます。運営形態は違いますが、市内に6事業所あります。希望する子どもたちが全員入所できているのか、待機児童はいないのか、現場の状況をどのように分析されているのか、お聞きします。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 本市では、少子化や人口減少への対策としまして、子育て支援の充実を重要な施策の一つとして位置づけております。

その中でも学童保育の充実は課題の一つであります。

三つの無償化により保育者の就労機会が増加し、これに伴い、放課後児童クラブの利用希望者が増加している状況であります。一部のクラブでは、低学年を優先に受け入れて高学年の入所が困難であること、また長期休暇時の入所が困難であるという課題も認識をしております。

こうした状況を踏まえ、具体的な利用ニーズを把握し、保護者の声を直接反映した形で施策を進め、地域のニーズに応えることが重要であることから、現在、串木野小学校区児童保護者を対象にアンケート調査を実施しているところでございます。

そのアンケート調査結果を踏まえ、早急に利用ニーズを分析し、必要が認められる場合には、新規クラブの創設や既存クラブの定員拡大など、受入態勢の環境整備について検討してまいりたいと考えております。

○9番（東 育代君） 今、アンケート調査を実施中ということですね。この結果を見守りたいとは思いますが、串木野小学校区内では、子どもたちが希望する施設に入所できないですね、今。上級学年になると退所せざるを得ない。これが現状です。子どもの居場所の確保が最重要課題ではないかと考えます。

新規の施設の検討も視野に入れてということでしょうか、もう少しお聞きします。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 串木野小学校区のクラブ等は入所がなかなか困難であるという状況でございますけれども、待機者の状況につきましては、令和7年12月初日において、入所申請を提出されて入所待ちの利用者はいないところではあるんですけども、本市では、申込み受付を各クラブで実施していることから、各クラブへの入所問合せの状況により、待機児童がいなか確認をしている状況であります。

これによりまして、実際には、利用を希望している児童や保護者のニーズが潜在化している可能性があることから、今回のアンケート調査を実施して、ニーズの把握に努めたいと考えているところでございます。

○9番（東 育代君） 申請書受付をして待機はないと市のほうでは認識されているようですが、実際、高学年になったら申請ができないから申請しないんですよ、現状としては。そこら辺もきちっと認識していただかないと。今回のアンケートの内容がどのようなものか分かりませんが、本当に子どもたちは困っているんですよ。

保育料の無償化で働く保護者が増えることはすばらしいことですが、子どもたちの居場所がなくならないよう、子どもたちにしわ寄せがいかないように願っております。

学童保育施設拡充についても掲げてございます。具体的な取組、あるんですか。お示しいただきたいと思えます。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 具体的な取組等についてでございますけれども、先ほども申し上げました今回のアンケート調査の結果を踏まえまして、早急に利用ニーズを分析して、受入態勢の環境整備はどのような方法がいいのかどうかというのを検討してまいりたいと考えております。

○9番（東 育代君） 今からアンケート調査を精査してということなんですけれども、今、子どもたちが困っているんですよ。今、保護者は必要としているんです。これからではなくて、今を生きる子どもたちのために早急にこれは取り組んでいただきたいと思っているところです。

それから、もう少しお聞きします。小学校の空き教室や自前で施設を建設しているところもあります。建屋を市が貸与して運営している学童クラブもありますよね、市内には。雨漏りがして天井や壁に染み等が発生した場合、どうなるんでしょうか。この時期、エアコンを使用しますが、子どもたちへの影響が危惧される場所です。市が貸与している施設の修繕に対して、市の考えをお聞きします。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 施設の修繕等についてでございます。

現在、リース物件の建物は、串木野中央学童クラブ、照島学童クラブとなっておりますけれども、各児童クラブにおいては、様々な暑さ・寒さ対策等を実施され、運営もしていただいているところでござ

います。

市としましても、児童が安心・安全に施設を利用できるように、適切な修繕を行いながら事業運営に支障がないように対応してまいります。

○9番（東 育代君） ほかの施設とのバランスも本当に重要と思っておりますが、この2施設は10年を経過していると。とても、メンテナンスが必要になってくると思いますので、もう1回現地を確認していただきたいと思っております。

次に、もう少し。療育についても掲げてございます。できることなら市内にある施設を利用したいと思われる保護者は、多くいます。未就学児を対象に、児童発達支援事業所があります。療育が必要な子どもたちは必要な療育を受けられているのか。また、就学時から18歳到達後の最初の3月末までを対象に、放課後等デイサービス事業所がありますが、利用者に対して施設が足りているのか。本市の現状を伺います。

○福祉課長（田中俊二君） 児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの利用状況等についてであります。

まず、直近の本年10月、一月分でどれくらいの利用があるかというところでございますが、まず、児童発達支援事業につきましては、市内6事業所に延べ82名、市外10事業所で延べ17名、合計で99名の未就学児が利用しております。令和6年度の同時期と合計で比較しますと、延べ17名増加しております。

次に、放課後等デイサービスにつきましては、市内8事業所で延べ125名、市外6事業所で延べ16名、合計で141名の小学生から高校生が利用しております。令和6年度の同時期と比較しますと、13名増加しているところであります。

この両事業で市外の事業所を利用している方につきましては、転入された方が前住地で利用されておりまして、そのまま継続する場合、また言葉の教室など専門的な支援を求める場合、または保護者の勤務地等を考慮した結果、市外を利用されているということになっております。

現在、市内の事業所での定員が不足ということで、市外の事業所を利用している事例は確認されてお

ません。

しかしながら、放課後等デイサービスで家庭の事情等で一つの事業所では利用が不足するため、市内の事業所を複数利用している児童が現在7名いらっしゃいます。

年々、利用希望者が増加しておりまして、今後も、支援ニーズのさらなる増加が見込まれる状況です。引き続き、子どもの健やかな成長を支えるために、事業所との連携を図りながら適切な対応を図ってまいります。

○9番（東 育代君） 利用者も年々増えているということでございますね。

先日の県議会の児童発達支援、放課後デイの記事が掲載されておりましたが、「県障害福祉計画に掲げてある利用見込みを四、五%上回っている」とありました。本市もやはり増加傾向ということで、当初の見込み計画よりも上回っているということで理解すればよろしいんですね。はい、分かりました。

必要な子どもたちが安心してサービスを受けられるように願っております。

今、県内では、施設建設が増えつつある、供給過多になっているということもお聞きしておりますが、本市の動きはいかがでしょうか。

○福祉課長（田中俊二君） 本市の現状としましては、現在のところでは供給過多とはなっていないと思います。

また、今後の建設につきましては、まだ相談の段階ではありますが、冠岳小学校の跡地に、来年の早い時期に児童発達支援と放課後等デイサービスを始めたいということで、一応ちょこっと話は聞いているところであります。

○9番（東 育代君） 供給過多で今度はサービスが低下しないようにということも、一方では考える必要があると思っております。

市は、児童発達支援、放課後等デイサービスを終えた後の子どもたちが安心して生活できるよう見守る責任もあります。親は、子どもたちの将来を案じながら生きております。そのためにも、保護者の生活圏内に居場所があることはとても重要のように思います。市も前向きに、子どもたちと一緒に保護者

と一緒にあって、取り組んでいただくことを願っております。

次に行きます。

子育てと仕事の両立支援について、お聞きいたします。

子育てのために仕事を辞めずに働き続けることは、女性にとってもキャリアを止めることなく社会貢献することにつながるように思います。一方で、働く女性への負担が増えることにもなります。男性の家事・育児への参加が求められますし、子育てと仕事の両立支援が重要となってまいります。

子育てと仕事の両立支援の根っこは、男女共同参画の推進です。条例が制定されましたし、これからの取組を期待しております。「デジタル技術習得、就業支援、性別役割分担意識の解消や男性の子育て参加促進」と掲げてありますが、子育てと仕事の両立支援について、具体的にどのように進めていかれるのか、現状と課題、具体的な取組があれば、お聞きします。

○企画政策課長（山崎達治君） 男女共同参画の現状と課題、そういう部分についてお答えさせていただきます。

これまで本市につきましては、男女共同参画基本計画に基づきまして、基礎講座、女性活躍セミナーなどを開催いたしております。また、令和5年度から、保育料の無償化、イクボス企業応援助成金制度の創設などによりまして、女性が働きやすく子育てしやすい環境整備に取り組んでいます。

また、今年度からは、女性の多様な働き方を支援するため、女性活躍推進事業に取り組みまして、デジタル技術を生かした働き方の選択肢が広がるなど、徐々に効果が見え始めております。

一方では、令和4年の市民アンケートの結果では、社会通念、慣習、公民館等の地域社会において男女の地位の不平等感が依然として残っております。

本年4月には、男女共同参画推進条例を制定しております。その中で、男女共同参画推進審議会も設置しております。今後、この審議会の中で、男女共同参画の推進、特に男女の不平等感、アンコンシャスバイアスの解消など、その取組に向けて幅広く検

討していただくことを考えております。

また、今年度につきましては、条例制定に合わせまして、普及啓発に重点的に取り組んでおります。この中で、こうした取組や働く女性の姿とか、アンコンシャスバイアスの具体的事例などを、粘り強く広報紙などで市民の目に触れる機会を増やしていく、そういう取組を引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

〇9番（東 育代君） 今、課長のほうから答弁をいただきました。

やはり、問題は子育てと仕事の両立支援というところになってくるわけなんです、「子育てと仕事の両立支援を支える環境づくりを通じて、誰もが働きやすく活躍できる社会を目指します」とあります。女性活躍推進法、男女共同参画、イクボス企業応援と掲げてありますが、担当部署はどこなのか、担当者は誰なのか、何をどのように進めていかれるのか。

以前質問したときに、「市の行政組織の中で全庁体制で取り組む」と説明を受けました。責任の所在がはっきりしません。兼務でもよいので、男女共同参画の担当の係をつくるべきと思いますが、いかがでしょうか。

〇企画政策課長（山崎達治君） 男女共同参画の推進体制という形かなと思っております。

議員お説のとおり、男女共同参画の推進に当たりましては、企画政策課を所管課といたしまして、あとは庁内組織の推進会議というのがあります。その中で、取組等々について評価・検証した上で、全庁体制で取り組んでおります。

先ほども答弁いたしましたように、本年4月、条例を制定いたしました。審議会なんかも設置しております。その中で、先ほど申しましたいろんな男女共同参画の推進、取組等も幅広く検討していただく部分であります。

その審議会で検討・提案していただいた新たな取組、施策の実施に当たりましては、推進体制は重要であると考えております。その効果的な体制についても、審議会等の御意見を参考にしながら検討していきたいと考えております。

〇9番（東 育代君） 以前の答弁と同じようなこ

とになるんですね。

この男女共同参画推進審議会、これがいろんな取組をされていると今答弁をいただいたんですが、あまり見えないんですね。市民にも見えません。市がどのように動いているのか、あまり見えないんです。広報で啓発をされても、あまり動きは見えないんですね、市が何をやろうとしているのか。

そこら辺も踏まえた中で、せっかくこの審議会、委員が何名でしょうか、任命されているのであれば、この審議会が動けるような形、前面に立っていろんな事業企画をしたりできるような会議でない、なかなか。本市の条例はできたけれども、本市は前に進まないと思ってお聞きしているところですが、いかがでしょうか。

〇企画政策課長（山崎達治君） 今年度、条例推進に合わせまして審議会を設置しております。当初は8月に開催予定でしたが、台風等の影響で11月14日に1回目を開催させていただきました。

今回、初めてということの中で、条例の概要とか、あと計画の概要とか、現在の取組状況等々を説明させていただきました。理解を深めていただいたところでもあります。

今後につきましては、2月をめどに、先ほど言いましたような形の中で幅広く、どういう現状なのかを理解した上でどういう施策がいいのかというのを検討していただく形を考えております。これは、1回だけじゃなくて、令和8年度以降も引き続き同じような形を考えさせていただきまして、ある程度の方向性をまた意見を提言していただくとか、そういう分を考えているところです。

当然、それらの情報につきましては、広報とかホームページとか、そういう部分で幅広く市民の皆様方に周知をさせていただければと思っているところでもあります。

〇9番（東 育代君） 今までも懇話会などがあって、懇話会の会議も年に何回か開催されて、そして、それがどういうものであったかと広報等にも掲載された経緯があります。

ただ、それで止まっているんですね。市民はそれに乗っかっていってなかったわけですが、懇話会があ

っても。条例ができました、今回こうして推進審議会というのでできておりますので、そこが機能するような形で市は取り組んでいただきたいということを願っております。

子育てと仕事の両立支援について、庁舎内では職場環境が整備されているように思いますが、対象者は、全ての市民、市内に事業を有する企業、市内在住の女性となっております。市内企業やそれぞれの団体の方々と一緒になって市民と共に進めていくべきであると考えております。

事業を前に進めるには、担当部署を明確にすべきと考えております。再度お聞きします。

○企画政策課長（山崎達治君） 現在の取組という部分の中で、審議会で検討していただいております。

今後についても、幅広く、どういう形がいいのかという部分を、施策等を含めて検討していただく、その中で、この施策の実施に当たりましては、やはり効果的な体制というのが重要だと考えておりますので、その部分も含めて、来年度等をめどに体制等も検討していきたいと考えております。

○議長（松崎幹夫君） それでは、ここで昼食のため休憩とさせていただきます。再開は1時15分、午後1時15分再開をお願いいたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時14分

○議長（松崎幹夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東議員、発言をお願いします。

○9番（東 育代君） それでは、移住定住、若者のUターンについてお聞きいたします。

移住定住、若者のUターンは、まちの元気につながるものと期待しておりますが、ほかの自治体でも様々な支援制度を設けて取り組んでおります。定住促進補助、薩摩スチューデント奨学金、移住情報サイト、お試し住宅による暮らし体験、それぞれの事業は市民にも分かりやすい形で取り組んでいただきたいし、PRも弱いように思います。

現状とまちの元気につながる具体的な取組をお聞きいたします。

○企画政策課長（山崎達治君） 移住定住の現状と今後の取組についてであります。

令和6年度から、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、三つの無償化と大幅に拡充いたしました定住促進補助金、薩摩スチューデント奨学プログラムなどにより、移住・定住の促進に重点的に取り組んでおります。

この移住・定住の推進に当たりましては、チラシ、のぼり旗、新聞広告に加えまして、移住定住専用のポータルサイトなどにより周知・PRを行うほか、お試し住宅や相談窓口の充実などにも取り組んでおります。

これらの施策によりまして、人口減少対策として一定の成果を上げており、定住促進補助金の利用者のアンケートからも、移住の決め手の一つとなったという部分で評価されております。

また、人口減少社会におきましては、まちの元気や活力を生み出す人材育成や人と人とのつながりが重要であり、まちの魅力につながるものと考えております。今年度から実施しておりますローカルチャレンジ塾や女性活躍推進事業においては、市外在住の本市出身者や高校生、大学生も参加しており、Uターンや地元定着につながるきっかけになることも期待しているところであります。

今後につきましては、粘り強い少子化対策とまちの魅力づくりの両輪として、情報発信の強化と移住希望者への伴走支援の充実などを進め、引き続き、移住・定住の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○9番（東 育代君） 様々な角度から推進はされているようですが、まだまだPRが弱いのではないかと感じているところです。

お試し住宅も体験入学が増えているとお聞きしておりますが、そこを利用された方々、どのくらいあるのか、またその方々からの御意見等をお聞きできる範囲でお聞きします。

○企画政策課長（山崎達治君） 本年5月に、大原地区にまちなかのお試し住宅を設置しております。そちらにつきましては、これまで6組10名の利用がありました。

今回、このお試し住宅のオープンに当たりまして、いちき串木野市で調べたいものは何ですかとか、そういう部分のアンケートを事前に取りるように今年からしております。終わった後も、その後、どういう形でしたかとか、どういう部分で今後はどのような形をされますかとか、そういう部分についてもアンケートを取りようにしております、今、その利用された方の2組は移住に向けて検討をされているという部分で、引き続き連絡を取り合いながら、体制を整えているところであります。

○9番（東 育代君） 大原のほうにも5月からということで、今、冠岳と羽島ですかね、にもあるんですよね。そこら辺はどんな状況ですか。

○企画政策課長（山崎達治君） 冠岳につきましては、現在、改築を行っている最中でありまして、おおむね12月末が完成かなと思っています。そして、1月から、お試し住宅の利用を進める形で考えているところです。

羽島については、今数字を持ち合わせておりませんので、また後ほどお答えをさせていただければなと思っています。

○9番（東 育代君） そうですね。それぞれの事業に多額の財政支援がありますので、成果を期待したいと思います。また、制度を利用されている方々のアンケートなどで生の声がお聞きできれば、そういうのも発信をしていただければ、一番いいのかなと思います。

次に、外国人にも選ばれるまちについてお聞きします。

外国人留学生支援について、卒業後3年間の就労をすることを条件に、市内企業への学費支援が実施されておりますが、現状と今後の取組を伺います。

○企画政策課長（山崎達治君） 外国人留学生支援事業の現状等についてであります。

この事業は、将来本市に就職することを条件に、外国人留学生の学費等を負担している事業者等に対し、その経費を補助し、企業等の人材確保等を図るものであります。

これまで、制度を開始しました令和5年度から現在まで、留学生延べ47名分の学費等を五つの事業者

に補助しております。そのうち、令和6年度末現在、12名が飲食店や介護事業者など3事業者に就職しており、各事業者にとっては貴重な人材となっているものと考えております。

今後につきましても、市内事業者の働き手の確保につながる取組として継続して実施し、事業者の雇用等の支援をしてみたいと考えております。

○9番（東 育代君） 企業からは人材確保の観点からも外国人留学生支援制度を歓迎されていると思いますが、学費支援を受けている方々からの声としてはどのようなものがあるのか。

また、この事業はこれからも続けていかれるとのごとでございますが、この3年間の就労という条件については今後もこのままいかれるんですよね。

○企画政策課長（山崎達治君） 実際、この事業につきましても、事業者のほうに補助を出している形になっております。その中で、外国人留学生から就職された方、そういう分について間接的に事業者のほうから、「こういう制度があって本市のほうにその後も就職できてよかった」とか、そういうふうな話は伺っているところであります。

あわせて、留学生という部分の中で就職をされます。3年間につきましても、あくまでも定住していただく部分の趣旨があります。それとあと、企業の雇用確保という側面がありますので、この3年間の就労という部分について、この条件というのは今後も継続させていただきたいと考えているところです。

○9番（東 育代君） 答弁の中で、あくまでも企業さんに支援しているということでしたが、でも、市が補助しているわけなので、そこら辺はやはり…、どうなんですかね。ちょっとニュアンス的に、そういう答弁はどうかと思ったんですけど。市は事業者さんにしているから、それを受けた人たちの声というのは、間接的であっても、あまり生かされないのかな。本当はもうちょっと……、本当は市がしているのでも市に対しても思い入れを持ってほしいなという思いがして、聞いたところなんです。

○企画政策課長（山崎達治君） すみません、私の説明不足という部分があるんですけど、この事業の実施に当たりましては、事業者さん、市、あと雇

用事業者さん、当然、外国人留学生の方が本市に住んでよかった、続けてもらいたいという部分の中で、3者連携の下にやっていっております。

一応、補助の枠組みとしましては、企業者さんが授業料とか入学金とか負担した場合に本市のほうに補助するという意味合いで、先ほど説明した次第であります。

○9番（東 育代君） 言葉の使い方だったんですけども、やっぱり、市がきちっと補助をしているということを受けた方々もそれを思いながら、市に協力をしていただきたいという思いがして、聞いたところでした。

多文化共生社会について。

「本市の外国人の伸びは10年前と比較して5.51倍」という記事を見ました。外国人にも選ばれるまちとして、多文化共生社会を掲げられておりますが、本市の現状を伺います。

○企画政策課長（山崎達治君） 外国人の現状並びに多文化共生社会についてであります。

本市の外国人住民は、令和7年10月末で528人となっており、その約7割が特定技能や技能実習生として市内の事業所で働く外国人労働者であります。

外国人の人数につきましては、10年前より約400人、令和4年度以降にコロナが収束に向かった後、3年間で311人増加しております。今後も、人手不足を背景に増加が見込まれるものと考えております。人口減少が進む中、外国人労働者は本市の産業を支える重要な人材であるとともに、地域社会づくりを担う一員としても期待されるものと考えております。

ただ、一方で、今後導入が予定されております育成成就労制度により、他地域へ転出する可能性が高まる懸念されております。

こうした中、外国人が地域社会のルールや慣習を理解できる機会の提供など、労働者としてだけでなく地域の一員として受け入れ、生活者として安心して暮らせる環境整備が重要であると考えております。今後も、多文化共生プランに基づきまして、外国人の雇用事業者さん、関係機関と連携しながら、想定される課題に対して適切に対応できるよう多文化共生のまちづくりを進めていきたいと考えております。

○9番（東 育代君） 令和7年で528名の外国人の方がいろんな地域で生活されているわけですが、この方々、地域との関わりについてどのようでしょうか。

○企画政策課長（山崎達治君） 外国人住民の方と地域との関わりについてだと思います。

神村学園の留学生に関しては、様々なイベント、そういう分について参加されまして、その時々、場所等によって、交流を深めてらっしゃる部分があると考えております。

ただ、大規模な事業者さんにつきましては、なかなか地域の方々との交流という部分は今のところは行っていないのが現状かなと思っております。

ただ、一つの例としまして、事業者さんの、県のモデル事業をしまして、昨年度、照島地区で、ごみの当番とか照島の灯りなんかの共同作業とかもやるなど、少しずつそういう部分が芽生えてきております。あわせて、国際交流協会では、地域の方々との交流ということで雑費なんかの部分で1万円を補助するとか、そういう制度を設けておりますので、できる限り、そういう分の中で交流が深まっていくような形の対応を取っていききたいと考えております。

○9番（東 育代君） 留学生もそうですけれど、やはり外国人が各事業者にたくさん就労で本市を訪れていらっしゃるわけですので、地域との関わりをもうちょっとしていただくことによって、受け入れるほうもスムーズに意思疎通ができるのではないかなと思います。

国際交流協会のほうもいろいろ動いてらっしゃいますので、そこら辺と連携をしながら、課題を整理していただければと思います。

留学生、職場でも外国人労働者が増えております。市でも、神村学園と協力して、ごみ出し等の説明が記載してある外国人向けの冊子があるようにお聞きしております。先日の新聞記事で、「大崎町社会福祉協議会で外国人向けに防災パンフレット作成」とありました。

職場にいるときは災害時の対応は問題がないでしょうが、職場を離れたとき、防災無線を聞いても内容がつかめないと不安ではないかと思いました。こ

れから、ますます外国人が増えるでしょうから、それぞれの国の言葉で書かれた冊子も必要ではないかと思えます。外国人にも選ばれるまちを掲げてありますし、多文化共生社会の実現に向けた取組の一つとして必要なことのように思いますが、本市の考えをお聞きいたします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 外国人住民に対する防災情報の発信や災害対応につきましては、日本人住民と同様に伝えることが重要であると考えております。

市では、風水害の災害情報につきましては、AIを使用することで、易しい日本語や各国の言語に翻訳することは可能ではありますが、現在は、やさしい日本語でのみ公式LINEで発信しております。

また、鹿児島県国際交流協会では、気象庁の最新の気象や防災情報、内閣の情報などを、14か国語の言語に翻訳してホームページで発信しております。また、外国人のための防災ハンドブックを、やさしい日本語版と6か国語に翻訳して配付し、ホームページでも公開しております。

本市に居住する留学生や技能実習生には、それぞれ学校や企業の担当がおられます。災害時には、その担当者と技能実習生がSNSで連絡を取り合っておられます。

災害情報の提供や防災教育につきましては、事業者等の担当者を通じて広報し、さらに広報紙等でも周知してまいります。

○9番（東 育代君） 様々な媒体を通じてということでもございましたけれども、言葉の壁ってやはり大きいと思えます。外国人にも選ばれるまちを進めていращやるのであれば、安心材料の一つとして、お国の言葉での冊子等も選択肢の一つであるように思いますが、前向きに検討していただくことはできないのでしょうか。再度お聞きします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 先ほど説明しましたように、各事業者の担当者を通じて広報してまいります。

○9番（東 育代君） 冊子は作らないということですね。分かりました。

最後に、市長にお聞きします。

市長マニフェストでは、少子化・人口減少対策について4項目を掲げてあります。それぞれに大事な取組であるように思えます。できることから、しかし早めの取組を期待しておりますが、見解をお聞きします。

○市長（中屋謙治君） 壇上からも申し上げましたように、本市の最大の課題だと思っております。

今、経済的な支援、あるいは外国人を含めて考えられる、あらゆる方面から取組を進めております。今回は、さらにそれを深めていきたい、このように思っております。

ただいま、外国人にも選ばれるまちという話がございました。あと2年しますと、今の制度が大きく変わります。育成就労になりますと、多分、地元、地方に外国人がいなくなるんじゃないのかなど。高い賃金の都市部に移籍するんじゃないか、ここら辺、大変危機感を持っております。

そのためには、やはり言葉の問題もありましょうし、日常の住民との触れ合いといいましょうか、こういうものを含めて、本市が外国人にも選ばれないという、貴重な、今働き手になっております、これがなくなるという事態が。あと1年2年近くしますと大きな制度改革がありますので、危機感を持ってこれに取り組まないと大変なことになるなど、このように思っております。

○9番（東 育代君） 次の質問に移ります。

スポーツ大会等の在り方について、お聞きいたします。

少子高齢化と急激な人口減少、地域のつながりの希薄化などにより、選手選考は極めて困難となってきました。市民スポーツ大会の在り方について検討すべきではないかと思つての質問でございます。

佐賀県での開催から、国民体育大会から国民スポーツ大会に名称が変更されました。多くの方がスポーツ観戦を楽しむことができるよう、工夫がなされたようです。

本市では、スポーツ大会合同打合せ会がありますが、プログラムに沿った形での説明会です。国や県では、体育大会からスポーツ大会への名称の変更とともに内容の見直しもあったようですが、本市はい

かがあったでしょうか。現状と課題を伺います。

○スポーツ推進監（芹ヶ野幸淑君） 本市の市民スポーツ大会は、今年度、市民体育大会から名称を変更しております。また、今年度は台風接近に伴い開催中止となりましたが、昨年度から、半日開催で行っているところでございます。

現在、この市民スポーツ大会は、市民総参加の下、広くスポーツを普及しスポーツを通じた健康づくりを推進するとともに、市民相互の親睦を図り、明朗で活力あふれる豊かなまちづくりに資するという趣旨の下、市内16地区が対抗戦で競う大会となっております。

しかしながら、昨今の少子高齢化や急激な人口減少により、選手選考が極めて困難になってきていることは事実であります。また、各地区のまちづくり連絡協議会や体育部長の負担も年々増えてきていると伺っております。

○9番（東 育代君） 今年度は中止になりました。

市民総参加のスポーツ大会となるようにという説明を受けましたが、スポーツ庁24年度調査では、育児で運動不足というような記事がございました。子育て世代の女性のスポーツ実施率が低いことなどが影響して、特に30代後半の女性の体力低下が示されております。

大原地区では、地区対抗年代別総合リレーでの女性の選手選考が大変厳しいものがありました。年代を繰り下げた選手選考となって、40代女性枠に3年生女兒が走ることに決まっております。

女性の選手選考は大変厳しいものがあります。ほかの地区からはこれまで選手選考についての御意見等はなかったでしょうか。

○スポーツ推進監（芹ヶ野幸淑君） 地区対抗年代別総合リレーにつきましては、各地区の男女合計13名が出場し、プログラムの最後に行われるメインイベント的な種目であります。

その中で、女性は6名、小学生、中学生、10代、20代、30代、40代と出場いたしますが、けがをするリスクや家庭の行事などを理由に参加者が見つからず、選手選考に苦慮されていることも事実であります。また、ここ数年、男女問わず、選手選考の難し

さを理由に参加を辞退する地区も出てきております。

今後、地区対抗年代別総合リレー自体の必要性や出場資格、年齢、性別枠の見直しなど、まちづくり連絡協議会等の意見を伺いながら、総合的に検討してまいります。

○9番（東 育代君） 総合的に検討していくというところでございます。

本当に大変厳しいですね。Aグループ、Bグループに分けて、市内16地区での世帯数や高齢化などを勘案すると、今までのような前例主義の地区別対抗総合順位方式は無理があるように思います。多くの市民が興味を持って参加できるような市民スポーツ大会が理想ではありますが、現状では、一部の役員、数合わせの選手選出による大会となっているように思います。

地区対抗年代別総合リレーより、陸上記録会などで成果を出している選手の走りなどを見たいと思いますが、市の考えを伺います。

○スポーツ推進監（芹ヶ野幸淑君） 競技力の高い選手のパフォーマンスを間近で見ることができれば、参加者の意欲向上や次世代の育成にもつながると考えております。今後、競技団体と連携しまして、デモンストレーションなどの方策について検討してまいります。

○9番（東 育代君） 今、答弁いただきました。そうですね。やっぱり、そういう子どもたちの走りを見ることによって、まちも元気になるかもしれないし、また、それを見たいと市民スポーツ大会に参加する人たちも出てくるかもしれないと思います。

次の質問に移ります。

地球温暖化が顕著となっている。各種スポーツ大会や学校の体育大会等について検討すべきではないかと思っております。

各学校では運動会、体育祭、体育大会が春と秋に実施されているようです。春と秋それぞれ、メリット、デメリットがあると思いますが、現状と課題を伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 各学校における運動会、体育大会の現状と課題でございます。

今年度、運動会、体育大会を、5月に小学校が1校、9月に小学校が3校と中学校が5校、10月に小学校が4校、実施しております。

5月の開催につきましては、熱中症のリスクは軽減されるのですが、学期が始まって間もないこともあり、準備期間が短いということが課題となっています。

一方、秋に開催しているところについてですが、準備期間は十分確保しやすいのですが、9月は、残暑による熱中症リスクがほかの月よりも高くなることが予想され、10月は、遠足、修学旅行、文化祭、中学校体育連盟の大会など、様々な行事との重なりによる日程調整が難しいという状況になっています。

体育大会の開催日については、校種、学校規模、校内・校外の行事、そして地域行事等を考慮しながら、最終的には各学校の判断において決定しているものでございます。

開催日が5月、9月、10月といずれにしても、大会当日はいちき串木野市熱中症対策ガイドラインを基に、児童生徒の健康観察の徹底、休憩・給水時間の設定、いつでも水分補給できる環境整備と熱中症予防、体調不良者の早期発見、早期対応に努めております。

今後も、熱中症予防対策をはじめ安全管理体制をさらに強化し、児童生徒が安心・安全に教育活動に取り組めるように指導してまいります。

○9番（東 育代君） 各学校では、熱中症対策に配慮したり、あるいは天候に気を遣いながら、運営が大変だと思います。開催時期、内容、また開催場所、今、屋外ですよね、開催場所について体育館でできるようなものとか、いろんなことについても、これから検討をしていただきたいと思いますが、そこら辺についてお聞きします。

○学校教育課長（西村喜一君） 今、高校等も中心に体育館で行われると。これは、エアコンも効いているということ、また観客席も見やすいという、そういうところもあったことだと思います。

各学校においては、規模等がありますので、体育館で開催される学校もあれば、なかなか難しいところもあると。学校によっては雨天の場合には体育館

で開催しますというところもあったようでございますので、この辺も含めながら、今後、各学校に検討するように指導してまいります。

○9番（東 育代君） 学校規模の大小で、やはり体育館が使えるかどうかということもあると思いますが、今後は、体育館でできるような内容の体育祭とか、そういうのもいいのかもしれないと思いますので、今後の課題として、また検討していただきたいと思います。

市内では、多くのスポーツ種目、競技種目がありますが、主催者は、地球温暖化の影響で開催時期や選手の体調、大変な気苦労や配慮をされながら運営されております。

今年度リニューアルされたパークゴルフ場は、大会等が頻繁に開催されています。利用者も増え大変喜ばしいことではありますが、大会主催者への熱中症対策等の注意喚起はされているとは思いますが、今期の夏は体調不調を訴える人が複数人いたようにお聞きしますが、現状をお聞きします。

○スポーツ推進監（芹ヶ野幸淑君） 現在、パークゴルフ場の夏場の開館時刻は8時30分からとなっております。職員は早朝に出勤し、36ホールの落ち葉や小枝等の除去、設備チェック、受付等の準備を行っております。

近年、地球温暖化により夏場の気温上昇が著しく、利用者の皆様が安全にプレーできる環境づくりは必要であると考えておりますので、協会や関係団体の御意見を伺いながら、入場時刻を早めるなど検討してまいりたいと考えております。

あわせて、夏場の熱中症対策につきましては、開会式等での注意喚起の徹底や予防ポスターの掲示、場内放送による水分補給、休憩の呼びかけなどを定期的に行い、これまで以上に利用者の安全確保に努めてまいります。

○9番（東 育代君） 今、答弁をいただきました。やはり、夏場の大会開催は本当に、少しでも開業時間が早くなるのが一番かなと思っております。職員の方々が一生懸命に作業なさっていることは重々承知しておりますが、午後からの利用者はそう多くないようですので、柔軟に対応をしていただき

たいと思います。

また、もう少しお聞きしますが、毎月複数回利用されている方が多いです。利用者の年齢層や時間帯、市内・市外団体登録数、スポンサーの大会など分析されていると思いますが、数年後を見据えたパークゴルフ場の活用法も検討すべきだと思います。今後の取組について、具体的な計画があればお示してください。

○スポーツ推進監（芹ヶ野幸淑君） 現在の取組としましては、初心者のためのパークゴルフ教室、また5月にはファミリーパークゴルフ教室等々を行っておりますが、若者世代の利用者を増やすために、職場対抗の大会など、またスポンサー大会なども計画しようと考えているところでございます。

○9番（東 育代君） ただいま、答弁いただきました。そうですね、若者の利用者を増やす。

今、利用している方々の年齢層を見たときに、数年後どうなるのだろうととても心配をします。リピーターの方が多いわけですので、そこら辺も見ながら、また先の計画を。初心者に対してとか、この前もありましたね。利用された方はとても喜んでいらっしゃると思いますので、また新しい目で利用者を獲得していただくように、そして多くの課題を整理していただいて、多くのパークゴルフ愛好者が増えることを期待しております。

最後に、市長の見解をお聞きします。

少子高齢化と急激な人口減少、地域のつながりの希薄化、生活スタイルの多様化に加え異常気象による地球温暖化などで、これまでの常識が通用しなくなってきました。今年度から、市民体育大会が市民スポーツ大会へと名称が変わりました。多くの市民が参加できるような取組を期待します。各種スポーツ大会、学校の体育大会、スポーツへの関わり方も時代とともに新しい形が求められてきております。

スポーツ大会等の在り方について検討すべき時期に来ていると思いますが、市長の見解をお聞きいたします。

○市長（中屋謙治君） これまで、縷々述べられたこと、まさにそうだなと。大きな曲がり角に来ているなという気がいたします。市民体育大会、スター

トしてから、もうかなりの歴史があると思いますけれども、時代が大きく変わってきております。

そういう中で、このままというのはなかなか難しいなど。時代の変化に合わせた形で、そして本来の趣旨が、スポーツの普及、健康づくり、住民相互の親睦、こうすることで市民スポーツ大会、市民体育大会はスタートいたしております。

この目的をしっかりともう1回捉え直して、どういう形態がいいのか、今にふさわしい形を模索していきたいと思っております。

○9番（東 育代君） これで、一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。

○議長（松崎幹夫君） 次に、奥吉拓郎議員の発言を許します。

[4番奥吉拓郎君登壇]

○4番（奥吉拓郎君） このたび初当選させていただいた、奥吉拓郎と申します。皆様の御期待に応えるべく、誠心誠意議員活動に取り組んでまいります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

まず、1、洋上風力発電についての（1）についてです。

市長は、市の広報紙で「先人の思いを受け継ぎ、未来のために取り組む」と述べられております。

まず、「先人の思いを受け継ぎ」ですが、先人が守ってきたのは、まさに豊かな自然と美しい景観です。洋上風力発電によって、その豊かな自然と美しい景観が損なわれるのなら、それは、先人の思いを尊重しているとは言えず、豊かな自然と美しい景観を次の世代にも残してあげたいという先人の切なる思いを踏みにじるものであります。

また、「未来のために取り組む」とは、未来世代に誇れるまちづくりということだと思われませんが、未来世代が誇れるというのは、海岸から5キロメートル以内に並ぶ、高さ250メートルの巨大風車の群れなのでしょうか。手つかずの豊かな自然であり、海に沈む美しい夕日ではないのでしょうか。

洋上風力発電は、手つかずの豊かな自然、海に沈む美しい夕日を、未来の世代から奪う未来からの搾取にほかならないと私は思いますが、市長の見解を

お聞かせください。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 奥吉拓郎議員の御質問にお答えをいたします。

洋上風力発電についてであります。その前に、地球温暖化は年々深刻になってきております。今や温暖化ではなく、一昨年だったと思います、国連では「地球沸騰化時代だ」と。このようにも言われております。今年、日本の夏も大変暑い夏でありました。全国の平均気温が平年を2.36度上回るという、記録的な暑い暑い夏でありました。

こういう状況を踏まえて、今年の2月、国は、第7次のエネルギー基本計画を策定いたしております。エネルギーの安定供給の確保に向けた投資を促進する観点から、2040年、あるいはその先のカーボンニュートラル実現に向けたエネルギーの需給構造を視野に入れつつ、「S＋3E」と表現されております。安全性、安定供給、経済効率性、環境適合性、この四つを原則の下に、今後取り組むべき政策課題や対応の方向性をまとめております。特に再生可能エネルギーは、主力電源化の徹底と長期安定電源化に取り組むとしております。

2040年度におけるエネルギー需給の見通しでは、電源構成において再生可能エネルギーの割合を4割～5割とする、こういう目標が示されております。

と同時に、GX2040ビジョン、地球温暖化対策計画と一体的に、エネルギーの安定供給、経済成長、そして脱炭素、これを同時に実現していくんだということを示されております。

これからの時代は、あえて申し上げる必要もないと思いますが、二酸化炭素を排出する火力発電ではなく、クリーンな再生可能エネルギーが重要である、これは論をまたないと思っております。

このような中、本市沖合は有用な風資源に恵まれているということであります。ですから、これを生かさない手はないと私は思っております。洋上風力発電に着目し、その経済波及効果や雇用創出効果などを踏まえると、本市の未来を形づくる重要なプロジェクトであると思っております。

今後の電力需要や脱炭素社会の実現、こういうも

のも見据えながら、この洋上風力発電の実現、このことが本市の大きな産業拠点化につながる、このように思っております。

○4番（奥吉拓郎君） 市長、答弁ありがとうございます。

ただ、市長の今の答弁というのは、国がどのような政策を示したかということに対する説明であり、洋上風力発電が本市の経済を生み出し雇用を生み出すという話になっております。

私が質問したのは、「先人の思いを受け継ぎ」とはどういうことなのか、未来のために取り組むのはどういうことなのかということをお聞きしていると思えます。

そのことについての市長の見解をお願いいたします。

○市長（中屋謙治君） あえて説明する必要もないと思えます。

現在の我がまち、いちき串木野があるのは、先人、先達の積重ねが現在のいちき串木野だと思っております。この財産をしっかりと守って、そして未来の子ども・孫世代にしっかりと自信を持ってこれを引き渡す、これが今の我々の責務ではないでしょうか。私はそのように思っております。

○4番（奥吉拓郎君） まず、お答えするまでもないというのがちょっとよく分からなかったところもあるんですけども、先人が残したかったのは、手つかずの豊かな自然であり海に沈む美しい夕日であると思えます。それについては、論をまたないことだと思います。

ただ、もし洋上風力発電により巨大な風車を沖合に造ったとしましたら、美しい海の景観は失われずし、美しい海に沈む夕日というのも見れなくなってしまいます。未来の子どもたちが海に沈む夕日を見られなくなるかもしれない、手つかずの自然が失われるかもしれない、その代わりに巨大な風車群が並ぶ景観が残される。そして、期待される経済効果、雇用効果については、机上の空論でただ単に期待値でしか過ぎない。そういう状況になっております。

つまり、必ず失われるのが手つかずの豊かな自然であり、海に沈む美しい夕日であります。そして、

経済効果や雇用創出効果は期待値でしかありません。

それについてのバランスをどのように取られるのかということ、市長にお伺いいたします。

○市長（中屋謙治君） 先ほど、先人の思いというのを申しあげました。現在のいちき串木野があるのは、先人、先達がこれまでずっと積み重ねてきた、それが今の我がまちの形です。

一つ例を、これ取り上げてよろしいのでしょうか。例えば、プリマハムの誘致というのがありました。昭和30年代です。合併前の旧串木野市であります。財政再建の大変厳しい時代です。しかしながら、先輩たちは、これからは働く場の確保というのが大変重要だ、そういう思いでちょうど串木野駅裏の土地を自分たちで造成して、そして無償で提供する。そういう中で、プリマハム、前身は竹岸という会社名だったと思います、それを誘致されました。今、串木野新港の工業団地で大きな最新鋭の工場を、そして大きな経済活動、雇用を生み出しております。

もし、財政再建団体の厳しい時代に先輩たちがプリマハムを誘致していなかったら、プリマハムは本市にあったでしょうか。

そういうことを考え合わせると、今、我々は、次の代、その次の代に何を残していかなければいけないのか、何を大事にしくちやいけないのか、どこで折り合いをつけるのか、そのことをしっかりと考えて自信を持って引き渡していく、このことが私は必要じゃないのかなど。我々は、ちょうど今その時期にいるんだという、そのことを私は申し上げたいと思います。

○4番（奥吉拓郎君） 市長、答弁ありがとうございます。

市長の答弁の中で「次の世代に受け継いでいく」、あるいはあと「折り合いをつけていく」という答弁がございましたけれども、未来世代が誇れるまちとは何なのでしょう。それは、風車が林立する海なんでしょうか。それとも、手つかずの自然と美しい夕日なんでしょうか。市民が知りたいところは、市長がどちらのほうをより重い価値として見ているのかということではないでしょうか。

市長、答弁をお願いいたします。

○市長（中屋謙治君） 答弁が繰り返しになりますので申し上げますが、今回のこの洋上風力、本市沖合でもってこれに適した風が吹いている、この資源を生かさない手はないんじゃないか。そして、景観の配慮も必要でしょうし経済効果を生み出すということも必要でしょう。そういうものを、どこで折り合いをつけるか、どこに接点があるのか、これは、我々がしっかりと議論して、そして次の代に渡していく、これが今我々に求められている、そういうことではないでしょうか。どちらか一方ということではないと思いますよ。

○4番（奥吉拓郎君） 市長、答弁ありがとうございます。

市長は、自然環境も経済のほうも大切だとおっしゃいました。どちらかというのは選べないというふうに今答弁されたと思います。

ですが、問題というのは、美しい景観を守ること、経済というものが衝突したときに、どちらを優先するべきかというのが一番の問題ではないでしょうか。どちらも大切という言葉では、市長がどちらを守ろうとしているのかが市民には見えてきません。

例えば、景観への影響が大きくても経済効果があれば、その事業を進めるのでしょうか。市民の反対が多数でも、国の方針であるならばそれを優先するのでしょうか。それとも逆に、景観を守るために、事業を断念するという選択肢もあるのでしょうか。

その件について、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（松崎幹夫君） 奥吉議員、一応質問事項がある中でいけば、前のほうに進んだほうがいいと思いますが、あなたのそのままでいくと先に進みませんよ。今日で終わりじゃありませんので、次もあります。先に進めるほうを勧めますが。

○4番（奥吉拓郎君） 分かりました。（2）に。

低周波音による健康影響につきましては、秋田県において、風力発電施設周辺の住民から頭痛や不眠等の体調不良が継続的に報告されております。本市におきましても、既存の風力発電施設の周辺にお住まいの方から、「騒音がひどくて窓を二重窓にした」ですとか「別の方は頭痛や不眠を訴えていた」とい

った具体的な健康被害に関する声を私も実際にお聞きしております。

そこで、お伺いいたします。

第1に、こうした住民からの訴えを踏まえ、市として低周波音の健康被害についてどのように認識されているのか、見解をお示しください。

第2に、市民の命・健康・財産を守ることが市長の最優先の使命であることは論をまたないことと考えます。そうであるならば、予防原則の考え方、すなわち科学的因果関係が完全には確立していない段階であっても、重大な健康被害が指差される場合には未然防止を優先すべきとする立場に基づき、洋上風力発電事業については、市長自らが先頭に立ち計画に反対することも辞さないという立場を取るべきではないかと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

○市長（中屋謙治君） 現在、本市の沖合は、準備区域という形で整理をされているところであります。今後、法律の規定に基づいて手続が進む中で、洋上風力発電の事業規模であったり、あるいは設置箇所、こういったものが明らかになってくるのではないかと考えております。

あわせて、環境影響評価法に基づくアセスメントの対象となるため、景観とか海洋生物への影響、こういったものについて、発電事業者自らが必要な調査、予測、評価を行って適切な環境配慮を行うことになっております。

市といたしましては、それぞれの過程において、それぞれの段階において、市民の皆様の不安とか懸念について見解を求めるとともに、環境への影響に十分な配慮を求めていきたい、このように思っております。

○4番（奥吉拓郎君） 私は、先ほどの質問で「市として、低周波音の健康被害についてどのように認識しているのか」とお聞きしました。それについての回答には、今の答弁はなっていないのではないかと思います。

もう一度、低周波についての見解をどのように認識されているのかをお示しをお願いいたします。

○市長（中屋謙治君） これ、平成29年5月という

ことになっておりますが、環境省が発出した風力発電施設から発生する騒音等に関する指針、これによりまして、「風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低い」とされており、「現状、風力発電施設から発生する低周波音、超低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は認められない」。平成29年5月、環境省がこのような考え方を発出いたしております。

○4番（奥吉拓郎君） 平成29年5月のその環境省の見解については、私も把握しているところではあります。それにより、科学的には低周波音の健康被害は証明されていないということになっているとは思いますが、問題は、科学的に証明されているかどうかということではなく、実際に、住民が低周波によって健康被害を訴えているという事実ではないでしょうか。本市でも、頭痛、不眠を訴えている方が実際にいらっしゃいます。

科学的に実証されていないということで慎重姿勢にとどまるのは、住民の実情に対して寄り添っていないと言えるのではないのでしょうか。市長の見解をお願いいたします。

○市長（中屋謙治君） 先ほども申し上げましたが、それぞれ今後計画が進んでいく中で、段階段階に応じて、我々とすれば、市民の皆さん方の御意見であったり不安であったり懸念であったり、こういうものは見解を求め、そして意見として出していきますという、こういうことでございます。

○4番（奥吉拓郎君） 段階段階から市民に意見を求めるということでしたけれども、それは、市の姿勢でありますので、実際に市民からの意見を伺うというのは、具体的にどのようなことを言うのかをお示しください。よろしくをお願いいたします。

○副市長（出水喜三彦君） 洋上風力に関しましては、こういった計画があるという形で、今年におきましては、6月末から8月上旬にかけて、市内16地区で市政の報告とともにこの洋上風力発電の状況を御説明申し上げたところでございます。

その際も、市民の皆様方からは、やはり議員おっしゃいますように、不安であったり懸念を持たれる方も多くございましたので、そういう機会を捉えて

御意見を伺っていただけたいと思います。

○4番（奥吉拓郎君） 具体的な方策というのは住民説明会を開くということで、それ以外はされないということでよろしいのでしょうか。

○副市長（出水喜三彦君） 現時点の方策として、市政報告、そういった場が考えられるのではないかと。このように考えてございます。具体的に、現状のところまだ決まっておられません。

○4番（奥吉拓郎君） まず、最初の私の質問というのが、低周波に関する市の見解と、予防原則の考え方に基づいて市として市長が自ら先頭に立ち計画に反対することも辞さないという立場を取るべきではないかという質問でした。

後者についての回答というのがまだないかと思えますので、それについての回答をお願いいたします。

○市長（中屋謙治君） 壇上から申し上げたとおりでございます。この計画を進めていく、こういう考えでございます。

○4番（奥吉拓郎君） つまり、この洋上風力発電というのは白紙撤回にする予定はないと。市民の大多数が反対意見に回っていたとしても、市としては計画を進めていくと考えていらっしゃるということでしょうか。

○市長（中屋謙治君） 壇上から申し上げたとおりでございます。

○4番（奥吉拓郎君） 誠実さに欠ける答弁ではないかと思えますけれど、これ以上進めても仕方がないようですので、次の質問に移らせていただきます。

次に、（3）です。

庁舎内には「市民感覚・挑戦・プロ意識」という言葉が掲げられております。この市民感覚という点について伺います。

現在示されている洋上風力発電計画では、海岸から僅か5キロメートル以内に高さ250メートルの巨大風車が50基並ぶ可能性があります。この規模の構造物が海岸線に林立する景観は、多くの市民から強い違和感や不安の声が寄せられています。

そこで伺います。市長はこの規模の風車群が市民感覚と整合すると考えられているのか。

次に、経済的な取組について伺います。

9月21日にアクアホールで開催された講演会において、武田先生から「風力発電で地域に経済効果があったという話は聞いたことがない」とのお話がありました。一方、市のホームページ等では、経済効果は212億円、雇用創出効果3,401人といった具体的な数値が示されております。

そこで、伺います。経済効果212億円、雇用創出3,401人という数値は、具体的にどのような計算方法に基づくものなのでしょうか。また、市のホームページの協議会の資料によりますと、その前提のシナリオというのが、地元発注可能な品目に対して最大限の市内発注の誘因を図るシナリオとなっておりますが、これは現実的にどのような状況を言うのでしょうか。市長の答弁をよろしくお願いします。

○産業立地課長（大平博喜君） まず、市民感覚に関してでございます。庁舎内に掲示しております標語についてのことだと思いますが、本市職員が常日頃から市民に対して誠実で丁寧な対応を心がけ、社会や地域の変化に応じて専門性を高め説明責任を果たすことは、市民の信頼につながるものであると考えており、職務を遂行するに当たって取り組むべき姿勢の一つと考えております。

次に、経済波及効果の算出根拠につきましてですが、この推計値は、本市沖合で着床式の風車10メガワットの規模のものが50基設置された場合を想定しました事業費5,093億円を基礎として推計したものであることを、あらかじめ御認識いただきたいと思っております。この事業に際しまして、本市内で見込まれる産業を想定した上で、鹿児島県内の産業関連表を用いることで経済波及効果分析を行ってございます。

なお、経済波及効果分析におきましては、行列計算という特殊な計算方法であるとか、大変複雑な計算を行って求めるものでございまして、鹿児島県が公表してございます経済波及効果簡易分析ツールを活用しまして、各種条件を設定し入力することで、先ほど議員がお述べになられた経済波及効果212億円、雇用創出効果3,401人というのが推計された結果となっているところでございます。

○4番（奥吉拓郎君） 市民感覚についてなんですけれども調べてみたら、「市民感覚とは、資本

主義的論理などに左右されることなく、市民が社会に対して本能的もしくは理性的に本来希求する感覚と提示されているようであります。

まず、最初の質問ですけれども、「市長は、この規模の風車群が市民感覚に整合すると考えておりますか」という質問を私はしたと思います。市民感覚とは何を指すのか、どの程度の景観変化なら許容できるものなのか、これらについて、市長の答弁は特に回答がなかったように思われます。

市民感覚を掲げるのであれば、市がどのような基準で判断するかを明確に示す責任があると思いますけれども、市民感覚に合致するかしないかという基準とはどの辺りにあるのか、回答をお願いいたします。

○市長（中屋謙治君） さっき産業立地課長が答弁したとおり、掲げてある市民感覚、これは職員の基本姿勢ということで掲げております。

ですから、この洋上風力の中にこの市民感覚を直接結びつけるという、このことについて、私は、答弁難しいんじゃないのかな、答弁する必要はないと。このように思っております。

○4番（奥吉拓郎君） 市民感覚が市役所のスローガンというお話でしたけれども、普通の市民の感覚とすれば、美しい海を未来にも引き継がせてあげたい、きれいな夕日を未来の世代にも見せてあげたい、手つかずの自然を私たちが先人から受け継いだように、未来の世代にも渡してあげたいと。そう思うのが市民感覚だと私は考えております。ただ単に役所に掲げるスローガンだから洋上風力発電とは関係ないという市長の答弁は、いささか乱暴な回答なのではないかと思えます。

次に、経済的な試算についてのほうに質問を移らせていただきます。

2024年2月14日付の朝日新聞において、「秋田市の洋上風力発電事業は45.5万千瓦ワット」ということだったんですけれども、「経済波及効果が325億円、雇用創出効果が1,655人に上る」との試算が報じられております。

しかしながら、本市が実施した先進地視察の報告書では、実際の雇用者数は30名程度にとどまってお

り、試算値と実態の間に著しい乖離が見られております。恐らく、この試算も同じような経済波及効果の算出方法に基づいていると思われま

す。こうした乖離が生じている要因について、市としてどのように分析、認識されているのかを伺います。

○産業立地課長（大平博喜君） 今、議員がお述べになられた、秋田の実際の先進地視察の報告の中身の話だと思うんですけれども、現在、秋田市で実際に動いている洋上風力発電所につきましては、港湾区域内の一部の発電所が動いてございまして、御存じかと思うんですけれども、秋田県内ではそれ以外にもにかほ市であるとか由利本荘沖であるとか、そういった部分でいろいろな事業計画がなされているところでございます。

そういった全ての経済波及効果を加味した数値が、議員がお述べになられた部分かなど。私としては、そういうふうな認識でいるところでございます。

ですので、現状は、まだ雇用創出効果として少ないというような御指摘でございますが、今後、そういう全ての発電事業がなされることで、そういった効果というのが出てくるという、私としては認識でいるところでございます。

○4番（奥吉拓郎君） 先ほどの答弁で、これから経済波及効果等が出てくるのではないかという回答でしたけれども、秋田県がもし洋上風力発電によって地域産業の振興に資するものであるならば、先行地域である秋田県においては、地域経済や人口動態において一定の好影響が現れていると思われま

す。しかし、秋田県は、婚姻率が25年連続で全国最下位、出生率も30年連続で全国最下位という厳しい状況が続いております。地域の活力が高まっているとは言えない現状であると思えます。

このような秋田県の実態を踏まえたとき、洋上風力発電が地域の持続的な発展や人口減少対策に資するという説明には説得力を考えるのではないかと思いますけれども、市の見解をお願いいたします。

○副市長（出水喜三彦君） 今、秋田県の例を出されて質問をされましたけれども、先ほど産業立地課長が説明しましたとおり、秋田県におきましても、まだその途に就いたばかりと。そのような状況です

ので、秋田においてもそこを目指していく、この状況については我々と変わらないところかと思えます。

一方で、試算される経済効果、あるいは雇用でありましたり、その後の地域振興、特に経済において、最大シナリオと申し上げましたが、その効果を上げていくには、まさに最大シナリオですので、地元企業、そうした関連産業の育成をしていくというのが大きな鍵を握っているかと思えますので、今後、この進捗に当たっては、産業界におけるコンソーシアムといいますか、共同体、こういったものの形成を含めて我々が取り組んでいくべき課題だと。このように思っております。

○4番（奥吉拓郎君） これから経済効果が現れるのではないかという答弁だったかと思えます。

ただ、先ほどの答弁でも風が資源という話がありましたけれども、風は特に資源ではなく自然現象だと私は考えております。

また、秋田県の状況は今から経済効果が出てくるのではないかというお話でしたけれども、洋上風力発電が地域の活性化や人口減少対策の切り札であるかのような一面的な説明には、慎重であるべきではないかと思えます。秋田県の現状は、洋上風力発電が地域の恒常的問題を根本的に解決するものではないと示していると考えております。

市民の命と暮らしに直結する政策判断においては、期待や希望的観測ではなく、実態に即した冷静かつ客観的分析に基づく判断が必要と思えますけれども、市の見解を伺います。

○副市長（出水喜三彦君） 冒頭から市長のほうも答弁を申し上げましたけれども、洋上風力、この風というものを地域の資源と捉えまして進めていけたらと。このような状況でございます。

もちろん、準備区域という、今その段階でございますので、我々とすれば、当然期待も含めて、けれども、その期待に向かって進めていけるように計画を立てていく、このことが必要ですし、先ほど来おっしゃってらっしゃいます不安や懸念については、丁寧にお聞きした上でそれをまた国なりにぶつけていく、そういった中で合意形成を図りながら、この洋上風力発電の構想を実現できたらと。この思いで

市とすればやってございます。

○議長（松崎幹夫君） 奥吉議員。今、奥吉議員が言っているのは、あなたの質問に対して答えたのに対して質問しているだけなんです。ですから、次に自分で項目をつくってきていると思えますので、流れよくいっていただいたほうが。今、市長からもありましたように、具体的な質問をしてくださいという部分になってくると思えますので、先に進める部分で話をさせていただきたいと思えます。

○4番（奥吉拓郎君） 今回の選挙で洋上風力発電反対派の議員が2人当選したことから、住民合意が形成されていないことは明らかです。そのような状況にもかかわらず手続を進めているように見えることから、多くの市民が一部の利害関係者の意向を優先しているのではないかと、市民の声が届いていないとの違和感と不安感を抱いております。

そこで、伺います。

まず、市長は現在の住民意見がどのようなものであると認識されてあるのか、お示ください。

また、市民の多くが一部の利害関係者の意向を優先しているのではないかと感じていることに対して、市長はどのように受け止めておられますか。お聞きします。

また、いちき串木野市洋上風力発電調査研究協議会は、市の判断材料を整理する重要な場であるにもかかわらず、反対意見を持つ住民が含まれておらず、市民の意見を幅広く聞いているとは言えません。また、非公開であることから、透明性も確保されているとは言えません。そこで、伺います。反対意見を持つ住民をメンバーに加えてはどうでしょうか。また、多くの市民の生活に直結する問題ですので、透明性を確保するためには完全公開で行うべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（中屋謙治君） 現在、本市で洋上風力発電調査研究協議会というのを設置いたしております。この構成メンバーとしては、利害関係者として、漁業関係者、航路関係者、海砂の採取業者、市民代表としてまちづくり協議会、地域女性団体連絡協議会それから商工観光関係として商工会議所や商工会、その他オブザーバーとして九州経済産業局や隣接市

など、幅広い分野の委員で構成し、公平な立場で調査・研究を進めております。

そして、その資料であったり議事録、このことについては、広報紙、ホームページで公開をいたしております。

一方で、海洋再生エネルギー発電設備の整備に関する海域の利用の促進に関する法律、いわゆる洋上風力の法律であります。今、準備段階ですが、これが有望な区域ということに指定されると、国・地方公共団体、専門家で構成いたします法定協議会というのが設置されます。ここでは、公開方式によって会議は開催されております。

私は、これまでも繰り返し申し上げてきたつもりであります。市民の皆様が抱かれる不安や懸念については、この法定協議会の場において市民の代表として責任を持って意見を述べさせていただきたい、そして、その内容、結果については、市の協議会、そのほかの機会を捉えて報告であったり、あるいは広報紙でもってお知らせをする、市民の皆様には提供して共有していきたいと考えております。

○4番（奥吉拓郎君） 私は、先ほどの質問で、「市長は現在の住民意見がどのようなものであると認識されておりますか」とお聞きしました。今の答弁には、それについての回答がないかと思っております。

また、「協議会に反対意見を持つメンバーを加えて完全公開で行うべきではないですか」ということをお聞きしました。それについての回答もないかと思っております。

その点について、もう一度伺いいたします。

○市長（中屋謙治君） 先ほど申し上げたとおりでございます。

先ほど、市民の意見が反映されてない云々という御意見をいただきました。先の市長選挙、3名の候補者の中で私は洋上風力推進ということで、2名の方がその考え方で市長選挙を戦われました。結果は御案内のとおりであります。

そして、先ほど申し上げましたように、市民の皆様が抱かれる不安や懸念、このことについては、法定協議会の場、正式な場で、公開の場で意見として申し上げたい、そして、その答えは持ち帰って市民

の皆さんに情報は共有いたしますと。このことを申し上げたと思っております。

○4番（奥吉拓郎君） 私が申し上げたいのは、国の法定協議会で話し合うということではなく、今の現時点のいちき串木野市で、市の住民の間で特に住民合意ができていないのではないかとということです。そうである以上、洋上風力発電に反対の人も協議会に加えた上で、完全公開で協議会を行うべきではないですか。そのほうが住民合意も図りやすいんじゃないですかということをお聞きしているのですけれども、それについての市長の見解をお伺いいたします。

○市長（中屋謙治君） 意見として承っておきます。

○4番（奥吉拓郎君） 意見として承るということは、特にそういう協議会を行う予定はないということになるのでしょうか。

○議長（松崎幹夫君） 奥吉議員、答えは一緒だと思います。次の質問を行ってください。

○4番（奥吉拓郎君） 質問に答えていただけないことは非常に残念なことだと私は思っております。それでは、私からの一般質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（松崎幹夫君） 次に、江口祥子議員の発言を許します。

[8番江口祥子君登壇]

○8番（江口祥子君） 皆様、こんにちは。公明党の江口祥子でございます。市民の皆様のお支えでこの場に立てていることに、改めて感謝申し上げます。日々いただく声を市政へ届けたいという思いで、本日は質問いたします。どうぞ前向きな御答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従い質問いたします。

空き家対策についてです。

空き家に対する相談体制とその対応について伺います。

全国的に空き家が増加しており、本市でも同様の状況が見受けられます。適切に管理されない空き家が放置されると周辺環境に悪影響を与えることが懸念され、市民から苦情や要望も増加しています。空き家の増加を防ぐためには、所有者が困った際に相

話しやすい体制を整備することが重要だと考えます。

本市の現状をどのように認識しておられるか、市長の考えを伺います。

また、本市の空き家対策に関する相談窓口や支給制度をより多くの市民に知っていただくための周知の取組について、伺います。

あわせて、空き家に関する相談体制の現状とその相談内容はどのようなものか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 江口祥子議員の御質問にお答えいたします。

空き家の現状についてということであります。

本市の空き家につきましては、全国的な傾向と同様に増加いたしております。令和2年から5年にかけて、まちづくり協議会の皆さん方に御協力いただいて調査を行いました。その結果、1,789戸の空き家があることを確認いたしておりますが、現時点ではさらに増えているのではないかと考えております。

空き家の増加は、治安や景観、まちの活気への悪影響にとどまらず、地価の下落や税収の減少にもつながるなど、地域にとって大きな課題であります。

空き家対策においては、まずは、空き家の適切な管理を行うとともに、所有者が必要に応じて解体や利活用を含めた取組を行うことが重要であると思っております。

市といたしましては、こうした所有者の取組を支援するため、一つに相談窓口の設置、二つに危険家屋解体補助金、三つに空き家バンク制度、こういったものを整備して、活用していただけるよう取り組んでいるところであります。

今後も、こうした施策を粘り強く周知し、空き家の発生抑止と適正管理を促すことで、安心・安全なまちづくりにつなげていきたいと思っております。

相談窓口、相談の現状等については、担当課長から答弁をいたさせます。

○企画政策課長（山崎達治君） まず、相談窓口などの周知についてであります。

本市の空き家相談につきましては、内容が、防災、衛生、景観、相続、売買など幅広いため、まずは、

市民生活課を一義的な窓口としております。その上で、利活用が見込める物件、こちらにつきましては企画政策課が対応し、利活用が難しい物件については市民生活課が対応するなど、相談内容に応じた体制を整えております。

また、危険廃屋等解体撤去工事費補助金や空き家バンク制度などを活用し、所有者の適切な管理や利活用を支援しております。

こうした支援制度の周知につきましては、毎年、固定資産税納付書に支援制度のパンフレットを同封するとともに、出前講座や相談を通じて、空き家の現状や必要な対策について広く情報提供を行っております。

続きまして、空き家バンクの相談体制の現状、相談内容等について説明申し上げます。

まず、相談体制といたしましては、定住相談員が、電話、面会、メールにより相談を受け付けており、登録するための条件や方法に加え、登録に必要な家財撤去・処分に要する経費を補助する空き家利用促進補助金などについて説明しております。

相談内容の多くにつきましては、空き家バンクの登録に関するものでありまして、万が一登録が難しい物件等については、危険家屋解体補助金の案内や民間と提携しておりますが空き家・空き地の相談事業者への紹介を行っております。

相談実績といたしましては、平成29年に創設しておりますが、これまで、330件の相談があり、119件が空き家バンクに登録しております。また、昨年度から始めました空き家利用促進補助金では、14件の家財撤去の補助をしているところであります。

○8番（江口祥子君） 地域の皆様から「危険な空き家が不安だ」という声をいただいております。老朽化が進んだ建物は、災害時の倒壊リスクや周辺生活への影響が大きく、早急な対応が求められる課題です。

市民の安心と地域の安全を守るため、危険廃屋に対する今後の取組について質問いたします。危険廃屋への対策をどのように進めていくか、考えを伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 危険廃屋対策に

については、現状把握と所有者への通知に加え、適正な管理や解体を促す一連の手続を実施しております。

具体的には、管理が行き届かない空き家について、苦情・相談等を契機に現地確認を行い、所有者を特定し、写真と解体事業者一覧表を添付した通知を送付しております。また、相続登記の申請義務化や空き家に関する特別措置法を活用しつつ補助制度をさらに周知することで、解体の促進を図っております。

市独自の施策としましては、解体撤去補助金の活用を軸にしつつ、国の制度利用や他市の事例を参考とした取組の充実を進める方針です。

引き続き、地域住民の安心・安全を確保すべく、適宜見直しを行いながら着実に進めてまいります。

○8番（江口祥子君） 本市では、危険廃屋等解体補助金が実施され、市民の安全や景観の改善に一定の効果をもたらしてきたと感じています。

一方で、制度を知っていても活用に至らない方がいるとの現場の声や、申請の負担費用とのバランスといった課題もうかがえます。

質問ですが、本市では、危険廃屋等解体補助金が実施されているが、その活用件数、課題、効果について伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 本市では、危険廃屋等の解体・撤去における補助制度を実施しており、補助金額は空き家15万円、危険廃屋については30万円を上限として助成しております。

これまでの活用状況としては、令和4年度では45件、うち危険廃屋5件、令和5年度で40件、うち危険廃屋3件、令和6年度では50件、うち危険廃屋10件と、一定の利用実績があります。

一方、課題としては、解体費用が個人負担となることから活用が進みにくい傾向があり、所有者の管理意識の欠如、相続不明による所有者確認の問題も挙げられます。

制度の利用促進に向けては、令和6年4月施行の相続登記の申請義務化に合わせて、さらなる周知を図るとともに、近年の物価及び人件費の高騰に伴う解体費用の高騰を考慮し、補助金額の限度額の見直しも含め、実効性を向上してまいりたいと考えております。

○8番（江口祥子君） 本市でも危険廃屋への対応を進めていただいておりますが、現場では、危険だと分かっているにもかかわらず撤去まで進まないという実情があります。

それぞれに事情が異なると思いますが、危険廃屋の撤去が進まない原因について伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 危険廃屋の撤去が進まない主な原因として、解体費用が所有者負担になることから、経済的理由による実施の困難さが挙げられます。また、所有者が不在、または相続者不明等の場合において、権利関係が複雑化し対応が難航することも一因です。

これらの課題解決に向け、空家対策特別措置法への対応に向けた体制づくりのため、関係部署との連携を強化してまいりたいと考えております。

○8番（江口祥子君） 地域の皆様から、「危険だと分かっているにもかかわらず何年も放置されている」「台風のたびに倒壊の不安が増している」といった声が寄せられております。現在の体制では十分に対応し切れていないと感じます。

通報しやすい環境づくりと情報の見える化についてであります。危険廃屋は地域の方が一番気づきやすいが、通報のしやすさやその後の対応が不透明との声もあります。

市として、スマホで手軽に通報できる仕組みや通報後の対応状況を住民へフィードバックする仕組みを検討してはどうか、伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 危険廃屋を含め空き家等に関する相談・通報は、地域住民の皆様から、電話、来庁、メールで受け付けております。

現在、市では、スマートフォン等のアプリを活用した通報の仕組みについては実施しておりませんが、匿名や非通知での相談・通報にも対応しているところです。相談・通報を受けた後は、現地確認を行い、所有者へ適正管理を促す通知を実施しております。また、相談者には対応内容について説明し、一定期間を置いて改善が見られない場合には再通知を行うなど、状況に応じた対応を進めております。

しかしながら、住民の皆様からの通報の選択肢が増えることは望ましいことですので、市公式L I

NEの道路損傷通報システムを参考に、実施に向けて検討を進めたいと考えております。

通報への対応等の情報公開につきましては、案件により状況が異なるため、公開の方法等は今後も研究してまいります。

○8番（江口祥子君） 市民の安全を守るためには、地域の小さな気づきを行政へ確実につなげることが必要です。前向きな検討を期待いたします。

次に、国の推計では、2040年頃まで空き家がさらに増加するとされています。本市では、どのような対策を用い、どのように取り組んでいくのか、方針を伺います。

○企画政策課長（山崎達治君） 今後の空き家対策についてであります。

本市では、現在、空家等対策計画に基づき、先ほどこからありますように各種施策を進めております。令和5年の空家特措法改正によりまして、管理不全空き家の指定など自治体の権限が拡大したところがあります。

このため、まずは、法改正を踏まえた施策の展開が図れるよう、計画の改定と条例整備を進めてまいりたいと考えております。あわせて、市民から相談窓口が分かりづらいという声もありますから、相談しやすい体制と併せて庁舎内の実施取組体制など、そういうものの見直しも検討していきたいと考えております。

空き家対策では、やはり適正な管理が最も重要であると考えております。活用できる可能な空き家については移住・定住などに生かし、危険空き家については、所有者への働きかけに加えて、法改正で拡大された権限の活用も検討してまいりたいと考えております。

これらの取組については、その都度市民への周知を徹底し、空き家対策の実効性の向上に努めてまいりたいと考えております。

○8番（江口祥子君） 市民の皆様から寄せられる声の一つには、安心して暮らしたいという切実な思いがあります。その思いにしっかりと向き合い、解体支援、通報体制、所有者への支援、地域の見守り体制など、多面的な対策が求められています。今後

とも、市と地域が力を合わせ安全で住みよいまちづくりが進むことを願い、質問を終わります。

2項目めに移ります。

プレミアム付商品券の発行についてであります。

物価高騰の影響を受ける中、新たなプレミアム付商品券を発行することで、地域経済の活性化が図られると考えます。本市では、地域経済の活性化、消費の喚起、中小事業者支援などを目的に、これまでプレミアム付商品券を発行されてきたと承知しております。

市民生活の支援と地域経済の振興という観点から、改めて、その成果と課題、今後の方向性を確認するとともに提案をいたします。

初めに質問ですが、物価高騰の現状を踏まえ、国の交付金を活用し、プレミアム付商品券を新たに発行する考えはないか、市の見解を伺います。

○市長（中屋謙治君） おっしゃいますように、昨今の物価高騰、大変厳しいものがあると認識いたしております。

先に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策において、物価高騰に直面する皆様への直接的な負担軽減支援策として、今国会補正予算で、重点支援地方交付というのが2兆円ほど計上されております。この重点支援地方交付金は、地域の実情に合った的確な支援を実施するため交付されるもので、国のほうから提示されておりますのが、食料品価格高騰に対する支援として、プレミアム付商品券、電子クーポン、それからお米券などが推奨されているところでございます。

現在、交付金の趣旨を踏まえ、市民の皆様への生活支援及び事業者支援について検討しているところであり、市民の皆様へ広く支援が行き渡る手段であるプレミアム付商品券発行を、その支援策の一つとして検討をしている、こういうことでございます。

○8番（江口祥子君） 本市では、これまで、地域のお店でのお買物を応援し家計負担の軽減にもつながるよう、プレミアム付商品券を発行してきましたが、市民の皆様が実際に利用しやすく生活の助けとなる制度であったのか、過去の実績を踏まえ、より公平により多くの市民の皆様の手が届く商品券とな

るよう改善できればと考えています。

これまでのプレミアム付商品券の過去の実績を伺います。

○水産商工課長（榎並哲郎君） お答えいたします。

プレミアム付商品券のこれまでの実績ということをごさいました。

令和2年度より、新型コロナウイルス感染症や燃料高騰による物価高の影響に対しまして、中小企業等の経営安定や継続支援、そして市民生活への影響の緩和を目的とした商品券事業を、これまで4回実施してまいりました。

具体的に申し上げますと、令和2年度に1回、令和3年度に2回、令和4年度に1回となっております。

○8番（江口祥子君） 本市がこれまで実施してきたプレミアム付商品券事業につきましては、多くの市民に利用され、家計支援や地域消費の促進に一定の効果を上げてきたものと承知しております。

しかし、その一方で、毎回の事業において商品券を購入していない市民が一定数おられることも事実であります。より多くの市民にとって使いやすい恩恵を受けやすい制度とするためには、まず、購入に至らなかった理由を正確に把握することが欠かせないと考えます。

質問として、これまで購入に至らなかった市民から寄せられた主な理由について伺います。

○水産商工課長（榎並哲郎君） これまでのプレミアム付商品券事業の中で購入をされてらっしゃらない方々の御意見ということになるかと思えます。

購入に当たりましては、お金がないことからなかなか購入は難しいというお声であったり、また商品券の販売所が近くにあったほうがよいというお声をいただいております。

これを考えますと、販売価格であったり、また購入場所、こちらのほうに工夫が必要になってくるかと考えております。

○8番（江口祥子君） これまでのプレミアム付商品券事業を振り返りますと、利用された市民から「家計の助けになった」との声がある一方で、「金額が大きくて手が出なかった」「もっと少額から買

えるとありがたい」との声も寄せられております。

市民にとって本当に使いやすく幅広い世代が参加できる制度とするためには、まず買いやすさの観点から見直しが欠かせないのではないのでしょうか。

質問ですが、そこで、買いやすい家庭への配慮として、低額券種の設定やより柔軟な販売方法など購入しやすい工夫が必要と考えます。いかがでしょうか。

○水産商工課長（榎並哲郎君） よりよくプレミアム付商品券を御購入していただくような価格設定というようなことだったと思います。

これまでの改善点ということで答弁をさせていただきたいんですけども、購入金額を抑える方策といたしまして、1セット20枚つづりのものを10枚つづりとして販売したり、また分割で購入できる方法などを実施してまいりました。少しでもお買い求めしやすい状況というのを工夫してきたところでございます。

これからの商品券事業につきましては、市民の方々のお声を真摯に受け止めながら、改善ができる分については改善を行っていきたくと考えております。

○8番（江口祥子君） 市民の方から、「郵便局で買える商品券のほうが便利で安心」という声を聞きます。特に高齢者にとって、郵便局は行き慣れた場所であり最も購入しやすい販売拠点と言えます。このような状況を踏まえると、プレミアム付商品券が公平で全ての市民に行き渡る制度となるためには、購入機会を広げる工夫が必要であります。

以上を踏まえ、プレミアム付商品券の公平の確保を市民全体に届く購入環境づくりの観点から、郵便局の活用について検討できないか伺います。

○水産商工課長（榎並哲郎君） お買い求めしやすい場所の設定ということになるかと思えます。

これまでの少し経緯を述べさせていただきたいんですけども、通常であれば、商工会議所、商工会のほうで販売を行ってございましたけれども、郊外の地区につきましては、交流センターのほうで出張販売という形で行いました。また、日曜日の販売も実施したところでございます。

その中で、今、議員さんのほうから御提案のあった郵便局、こちらにつきましても、利用しやすい窓口であるというお声は届いておりますので、今回プレミアム付商品券を実施する際には、郵便局さんとも協議を行いながら、手数料の関係であったり、また新たな業務という形になりますので、その調整が必要になってくるかと思っておりますけれども、協議をしながら進めさせていただきたいと思っております。

○8番（江口祥子君） 本市においても商品券事業は、これまでも一定の効果を上げてきた実績があり、適切に実施されることで、市民の家計負担の軽減と地域商店の売上げ確保の双方に寄与できる秘策であると考えます。

加えて、公平性の確保や購入しやすい環境づくりを図ることで、より多くの市民が恩恵を受けられる制度となることを期待しております。

とともに、重点支援地方交付金という貴重な財源を最大限に生かし、市民にとって実感できる物価高対策となるよう、今後の検討、積極的な取組をお願いし、私の質問を終わります。

○議長（松崎幹夫君） 以上で、本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（松崎幹夫君） 本日はこれで散会いたします。

散会 午後3時06分